

第 1 1 回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 9 年 7 月 3 1 日 (火)

独立行政法人 日本貿易振興機構

原料委員長 すみません、どうも遅れまして。今日は臨時教授会がありまして、その関係で遅れました。申しわけありませんでした。

それでは、資料を配布していただいて、審議は説明いただいてからにしましょう。

最初はワーキンググループの開催報告をお願いするということですね。ではワーキンググループのメンバー満田委員どうぞお願いいたします。

満田委員 それではご報告します。別添 という資料、「CSRに関するワーキンググループ開催報告」という資料に基づいてご報告いたします。

日時は7月11日、参加者は委員側は吉田先生、宮崎委員、そして私の3人です。ジェットロ側としては、植田さん、藤崎さん、田口さんです。

配布資料としては、私のほうから第 部の(案)ということを出し、ジェットロ側においても第 部、第 部の(案)ということで提出されました。

ディスカッションとしては、大きい理念的なところなんですけど、これまでの委員会の議論では、貿易・投資促進事業についてはCSR的な手法が適当であるということで、ジェットロ自身が社会的責任をいかに果たすかということに重点があったのであろう。

ジェットロはもちろん中期目標・計画による縛りですとか、人的、予算的な制約などがあり、どこまで実行できるかが疑問ですから、現実的な範囲にとどめるべき。それから企業が主体となってやるべきところは除いていくべきというご意見。

それから、そういった限界については理解するものの、リスクの回避だけではなくて、打って出るところは打って出るほうが職員の士気は上がるのではないかと。今後のジェットロの新しい事業になり得る可能性もあり、グッドプラクティスの推進など、企業のCSR支援にも可能な範囲で取り組んでいくべきというような意見などがありました。

また、ODAの世界では、より民間活力を使おうという動きがある。環境社会配慮においてジェットロが民間のCSRを支援していくことはこうした動きにも合致する。

それから、実務的な問題として、ガイドラインを機能させるためには、ガイドラインとは別に、職員が参照できるようなハンドブックですとかリファレンス的なものが必要であろうという指摘が出ました。

あとは、その内容に関する具体的な指摘として、書きぶりなんですけど、ジェットロが実際にできることを正確に書くということで、例えば「支援する」ということではなくて「働きかける」という言葉がよいのではないかと。あとは「機会があれば」あるいは「可能な範囲で」というような言葉を適宜織り交ぜていくという指摘がありました。

それから、第 部の表記とか書きぶりが、第 部、第 部と余りに違っていても、これはこれで整合性がとれていないので、同じような書き方にそろえていくことが必要。

あとは、「基本的な考え方」に、当初「担当する個々の職員が」という文言が入っていたわけなんですが、これについては個々の職員の責任をフォーカスしてしまうことは余り適切ではなくて、組織としての責任ということを打ち出した方がいいというご指摘がありました。

それから、CSRの定義ということは、各国・地域によってとらえ方が異なることから、「ジェットロとしてのCSR」というのを定義してもよいのではないかという指摘がありました。

それから、このワーキンググループのマンドートの外だったのかもしれないのですが、第 部についても若干の指摘がありまして、用語の定義の項目に第 部で出てくる用語についても書き足すほうがいい。それから、第 部の内容については、背景と理念を書き分けたほうがわかりやすいというような指摘がありました。

その他といたしまして、ジェットロが現在作りつつあるものを、ジェットロのエンフォースが余りないという状況の中で、JICAやJBICと同様にガイドラインと呼ぶのはミスリーディングではないか。あるいは第 部のほうがよりはっきりとしたものになるのであれば、第 部と第 部のタイトルを使い分けるという手もあるのではないかというような意見が出ました。

それから、今の報告に補足して、ワーキンググループの委員の方から何か補足があれば、いただければありがたいと思います。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に関しまして、ワーキンググループメンバーで補足的なご説明ございますでしょうか。よろしいですか。特にございませんでしたら、それでは審議に入ります。

では、きょうは貿易・投資促進事業、第 部ということになりますが、これに係る部分です。このガイドラインについて議論いたします。これはガイドラインの(案)をこちらも用意していただきました。別添資料 - 1と - 2、それから までありますが、別添 - 1と - 2はワーキンググループで使った資料ということですので、 のところがきょうの議論のたたき台になると思います。ではこれを拝見しましょう。ではこれを見る前にこちらを少し簡単にご紹介いただいたほうがいいですね。これはどなたから。満田委員どうぞ。こちらのガイドライン第 部の(案)、別添資料の をご説明お願いいたします。

満田委員 別添資料の をご説明する前にワーキンググループに提出された別添資料 - 1、 - 2について、私とジェットロ事務局から簡単にご説明した方がわかりやすいかなと思いますので、それでよろしいでしょうか。

原科委員長 それでは、そうしてください。

満田委員 それでは私のほうから別添資料 - 1と右肩に書いてある資料についてご説明します。ワーキンググループでは、この別添資料の - 1と - 2がそれぞれ提出されまして、別添資料がそれを統合したものという考え方です。

- 1 なのですが、これは前々回に原科委員長が委員会に提出された環境配慮ガイドラインの骨子案というものには書き込んでいったものです。私は第 部を担当するという事だったので、第 部のみ書き込んであります。

内容については、前回の委員会について箇条書きに置いていった言葉をつないでいったというような、そういったものでして、これを全部ご説明するのはちょっと説明が重複してしまうと思いますので、主なところだけかいつまんでご説明いたします。

第 部の 1 の「基本的な考え方」なのですが、「企業のCSRを通じた長期的な競争力の確保」、それから「国際協力」、「法令遵守」、「国際基準・規範の遵守」、「グッドプラクティスの推進」、「情報公開とコミュニケーション」という全部で6つの項目について基本的な考え方を書いております。

最初の段落ではその認識と申しますか、この概念についてどうとらえているかということについて書きまして、そういった認識に基づいてジェトロはどのようなところを目指していくのかという、そういった基本的な方向性について書いていったというものです。

若干迷いがあったのが、4)の「国際基準・規範の遵守」というところで、これは関連する国際条約が多い中でどこまでそれについて具体的に書いていくのかということがどうもよくわからなかったため、ここでは書かないということにしました。ただし、とりわけ遵守すべき国際条約ではなくて、むしろ参照したりあるいは活用したりしていくべきような国際的な基準というものに重点を置きまして、特に人権ですとか社会的配慮なんかが含まれていますようなものについて幾つかリファラーしています。

それから2.の「貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進」というところなのですが、これは2つの構成にいたしまして、まずは環境社会的なリスクの回避という項目、それからグッドプラクティスの推進という項目にいたしました。

環境社会リスクの回避というのは、ジェトロ事務局が何度かご提出になっていらっしやいました表に基づきまして、そのリスク項目を抜粋したような形になっています。それで、「ジェトロは、自らの業務に関連して、下記のような事項が生じることを回避するとともに、企業に対するコミュニケーションを通じて、企業がこれらの事項を回避することを働きかけ、また支援する。」というような文言にしております。

それから、グッドプラクティスについては、基本方針と同じような表現になってしまったのですが、同じく「ジェトロは、企業とのコミュニケーションを通じ、可能な範囲で環境社会配慮に関するグッドプラクティスへの支援を行う。グッドプラクティスには例えば下記が含まれる。」というような書き方で、数カ月前に私が委員会に提出させていただいたようなグッドプラクティスの事例というものを挙げさせていただいております。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは事務局のほうで用意されたものもあわせてご説明願います。これは別添 - 2 によろしいですか。 - 2 は25日ということは、ワーキンググループの後に直した、ワーキンググループのときに提供されて、それに手を入れた、そんな感じですか。それとも後でつくられたものですか。

事務局（藤崎） ワーキンググループのときに提出させていただきまして、それでご意見をいただきましたので、それを踏まえて、例えば見出しのつけ方等を直したものでございます。

原科委員長 わかりました。そういうものだそうです。それではよろしく申し上げます。

事務局（藤崎） それでは私のほうからガイドライン事務局サイドとして、ジェットロとして作成させていただいた文章についてご説明をさせていただきます。これはワーキンググループ開催報告の「第 部について」というところで最初に挙がっておりますこれまでの委員会の議論なんですけれども、基本的に皆さんからご指摘いただいたことは、要するに案件形成調査を別にすればジェットロ事業は非常に幅広い。それは大括りにいって貿易・投資促進事業と称されるもので、それは私どもこの委員会の議論で、例えばジェットロサイドから申し上げましたとおり、さまざまヒヤリとするような問題というものもあるわけでございます。そういったことに配慮をいたしまして、CSR 的な立場からジェットロが社会的責任を果たしていく上でどういうことが必要なのか、それを議論してみましようということだったと思うのです。

私どもがジェットロ事業をやっていく上においてどういうことを気をつけたらいいのか、それをまず考えてみる必要があるであろうということで、これは私どもの別添 - 2 という資料の「基本的な考え方」、それを踏まえて具体的にどうするのか。これはもう既に何度もお示ししております例えば、第 部の2の「貿易・投資促進事業における環境社会配慮への具体的取り組み」のところで、「別表のとおり」としてありますけれども、これは何度もこの委員会にもお示しをしているような形での表をつくりまして、それに基づいて日々の私どもの事業の中で環境社会配慮に取り組んでいくということを、要するに基本的な考え方と具体的にどうするのか、そういったところを論じさせていただいております。

次にCSR 的部分についてですが、「企業の社会的責任とジェットロの取り組み」として3で議論しております。ここでは主体というものを考えてみますと、まず1、2のところは私どもジェットロがどうするのかという話ですけれども、一方でCSR については、基本的にはこれは民間の企業の方たちが主体となっておやりになること、そしてそれに対して私どもが何らかの形で支援していくということになるかと思えます。それから、普及・啓蒙活動、これらもジェットロの役割と考えられますので、そのあたりのところをまず、例えばCSR というものがどういうところから出てきて、どういう基本的な考え方なのかについて、ここでは経済産業省のCSR に関する中間報告等を使いまして議論させていただいております。

それで、あと「ジェットロの取り組み」として、具体的には3点挙げまして、これを議論させていただいております。これは基本的にこの委員会でジェットロサイドからも議論させていただいている

ところでございますけれども、それを具体的に書きあらわさせていただいたということでございます。

以上簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そういうようなことで、ワーキンググループでの議論、それぞれ資料を用意して議論していただきまして、その後さらにこれをまとめまして1つの案としたものが別添資料の だということですね。では、この別添資料 を改めてご説明願います。

満田委員 別添資料 について簡単にご説明いたします。

これは私が提出した案と藤崎さんの案をいわば編集したというようなものでして、なるべく削らないようにといたしますか、最小公倍数的にといたしますか、つくったものです。ジェット口案と私の案は内容的に実はそれほど差異はなくて、書き方の差異なのかなという気がしておりまして、特に基本となる考え方については、ジェット口案のものをかなり取り入れさせていただいています。

例えば、1の「基本的な考え方」なんですが、最初にジェット口案をほぼそのまま取り入れたということです。ただ1点感じたのは、余りガイドラインの本文が長いとちょっと読みづらいかもしれないということと、それからその背景ですとかCSRのゼネラルな話というのは、むしろリファレンス的にした方がいいのかなと思ひまして、それからジェット口の活動との関係性というのもあって、非常に重要なので、ガイドラインの別紙みたいな形で最後につけたらどうかと思ひまして、一番最後、このペーパーの最後の1枚がその別紙になっています。これはジェット口案の3. をほぼそのまま使わせていただいたというようなものであります。このガイドラインの本文に挙げられたような、より短い項目が出てきたというような考え方で編集しました。

2. については、これもまたジェット口案の2. をかなり使わせていただいています。特に「環境社会リスクの回避」ということに関しては、事務局作成の「想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約の例」ということで、このペーパーの4ページ目に別表ということで掲載しています。これがその2ページにあります2. の1) に相当する部分です。2. はほぼそのまま私の案を使っておりますが、語尾を変えて、働きかけを行うというようなソフトな語尾になっております。

以上です。

原科委員長 ありがとうございました。

今のようなことで、それぞれで用意されました資料を編集して1つの形にさせていただいたということでございます。

ではこの内容につきまして、第 部、まず「基本的な考え方」というのと、2番目「貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進」、そして3番目のところは「解説」という、こういう構成で今おまとめになりましたけれども、まずこういうような大きな枠取りでよろしいでしょうか。これもワーキンググループでご相談になった結果だと思ひますけれど

も、いかがでしょう。特にご異論なければ一応こういう枠組みで議論いたしましょう。それでまた議論の中で必要があれば構成を変更いたしますが、一応こういうようにいたします。

それでは1番目の「基本的な考え方」の部分でございます。この部分に関しまして、まずジェットロでお書きになったことを最初に導入しております。ちょっと見てまいりますと、「ジェットロの事業は、」というところですね。「対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談など多岐にわたっており、それぞれにおいて異なった環境社会面における影響が存在する。」このような書き出しになっております。この部分はいかがでしょう。一応ジェットロの原案に沿っているということでございます。事務局の原案ですね。総務部長どうぞ。

山田総務部長 文言ですけれども、在外企業という、ジェットロでは、基本的にジェットロの職員もこれを見ながら仕事をしていくようになると思いますので、使い慣れている言葉は進出日系企業ということ、海外の場合は在外企業というよりも進出の日系企業、100%あるいは合弁企業も含めて、在外企業というよりも進出日系企業ということによく使っておりますので、そのほうがジェットロ職員になじみがある。最終的にワーディングはまたご相談させていただきますが、ちょっとそのほうがいいかなと。

原科委員長 進出企業という表現がよろしいですね。

山田総務部長 進出日系企業のほうがよろしい……

原科委員長 進出日系企業。

山田総務部長 ジェットロは基本的には進出日系企業……。ここの在外というのは、現地の企業も含むか含まないかという議論になってくるとまた話が広がってくるのですが。

原科委員長 進出日系企業という趣旨でよろしいですか。これは事務局案がそうだったのでそういう表現を使ったので。

山田総務部長 範囲限定していただいた方が。

原科委員長 進出日系企業ですね。では、そういうことでよろしいでしょうか。

山田総務部長 うちのほうも、働きかけと支援とありますので、我々はやはり支援という見地で日本企業をいろいろ情報提供等しておりますので、働きかけ、支援というのにしていただいたほうがいいのではないかと。働きかけというのは何となくちょっとはつきりしない感じがあるのですが、支援というのは我々、私どもの事業展開においても日系企業支援ということをよく使っていますので、支援というワーディング等が我々職員にはわかりやすくなると思います。

原科委員長 これは2つ目の段落の2行目の後ろのほうですね。「同時に、企業への働きかけを通じて、」という表現を「企業への働きかけ及び支援」

山田総務部長 あるいはアンド、オアでもいいのですけれども、「支援を通じて」という感じで

すね。

原科委員長 そういたしましょう。この場で固まるものはどんどん固めていきましょう。

山田総務部長 また最後に見直して。

原科委員長 そうですね。まだありましたらお申し出ください。

山田総務部長 気づきの点だけちょっと申し上げております。

その後の「CSRの促進を通じた長期的な競争力の確保」というのは、これは今日においてもこういうことなんだろうと思いますので、ここは異論はないのでありますが、「国際協力」というのが下にあります。国際協力というと何となくJICAさんの事業、国際協力事業団、国際協力というのが。このタイトルは、頭に入ってくるようにするのはどうしたらいいのかな、ちょっとここは……

原科委員長 国際協力への貢献とか、何とか。国際協力そのものずばりじゃなくて、それにも貢献する、そんなニュアンスが伝わるような表現がよろしいですか。

山田総務部長 1)は括弧というので何かアクションが入ってしましてね。その下は、どちらかというとかパピルなんですかね。「ジェットロは、企業のコミュニケーションを通じて、各企業のCSRの取組推進への貢献を行うとともに、可能な範囲で」、これは現地政府へのキャパビル支援とか、そういう意味なんでしょうか。

満田委員 相手方は企業さんが主なのかなとは思っているのですが。

山田総務部長 それはローカルな企業も含めということですか。

満田委員 はい。

山田総務部長 これまでの我々の事業の経験からいきますと、現地、日系企業でない100%の地域の企業さんに対してCSRの取り組みについて何かいろいろ言うということに関しては、国によると思うのですが、恐らく現地政府のオーナーシップというのですか、やはりそこまで外国の政府機関、日本の政府機関に、変な言い方をすると手を突っ込むような感じのあれを与えるのかなという気もしますので、普通ジェットロの場合は、指導する側の政府に支援をして、その政府が自国の地場企業にそういうことをしっかりと指導するようにと、こういうふう手順を踏んでいますので、できたらここは現地政府へのキャパビル支援、まあそのほかあるかもしれませんが、等でも入れていただいたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

原科委員長 そうしますと……

山田総務部長 現地政府ですね。

原科委員長 この国際協力というのは、これはまあキャパシティ・ビルディングの協力ですかね。

清水産業技術部長 きょう初めて拝見したので、後から細かいコメントを申し上げる権利は留保させていただきたいのですが、この「国際協力」を見た時に違和感があるのは、最後の1行の「キャパシティ・ディロップメント支援を行う。」というところかと思えます。以前にも申し上

げましたが、ジェットロの活動時にCSR的な要素を考えて行うというのは良いですが、CSRの活動そのものをジェットロが行うというのはやはりおかしいと思います。この最後の行を見ると、CSRについてのキャピルを行うように読めますが、それは私はジェットロの本来業務だと思いませんし、文章上これは削除すべきだと思います。これがあるがゆえに「国際協力」というタイトルになっているのであれば、これを削除した上でタイトルを考え直すべきだと思います。国際協力活動をCSRについて行うというのはジェットロの業務ではないと思います。

原科委員長 今のご意見いかがでしょうか。この部分はジェットロの活動としては書き込み過ぎだというご意見だと思いますけれども、いかがでしょう。キャパシティ・ディベロップメントに資するとか、それにプラスになるというのはわかりますけれども、キャパシティ・ディロップの支援自体が含まれるのは行き過ぎではないかというご意見だと思います。いかがでしょう。この起案をされた満田さんいかがでしょう。

満田委員 もちろんジェットロさんがそうおっしゃるのであれば削除なのかなということも考えられるのですが、もしこの最後の段落を削除するのであれば、この2の「国際協力」というところ全体の削除なのかなとは思っているのです。ただ私はジェットロさんの可能性としてはこういうこともあり得るのではないかと。今まで聞いていたお話の中にもこういうような、類似するような話もあったようにも思いますし、これは何か前向きに打ち出した方がいいのじゃなからうかという私の感想です。私自身はこれに固執して、絶対これがなければだめだということは、それほどは考えていません。

原科委員長 清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 私が前々から申し上げているのは、こういう環境社会配慮に資する事業をやるべしといった議論をするのはこの委員会のマニデートではないということです。この場では、事業を行うに際して環境社会配慮をどうするのかということを考えるべきであって、CSRもその1つの手段だと思っています。従って、先ほどのワーキンググループ報告書を拝見した時にも、私は出席していませんから詳細なこの裏のニュアンスは分かりませんが、例えばこの中の「第 部について」の中の3つめのポツのところに、「リスクの回避だけではなく、打って出るところがあった方が職員の士気が上がる」と書いてあるのですが、CSRで打って出るとは、何のことだか私には全然分かりません。一体何をするのだらうと思います。仮に「CSR事業をやるべし」ということをここでおっしゃっているのであれば、それは本来議論すべき範囲を超えているのではないかと思います。従って、今おっしゃられたように、この国際協力の部分は、タイトルも含めて見直したら良いと思いますが、ここでこう書くことでジェットロの次の事業の幅が広がるのである等とおっしゃるのであれば、それはやはり不要な記述ではないかと私は思います。結果としてCSR的なものが何らかの形で研修やセミナーとかでやられるのかもしれませんが、それ自体が本業であるというのは書き過ぎではないかと感じる次第です。

原科委員長 「基本的な考え方」というところですから、そういう意味では国際協力面での貢献のようなことはこうだということで、具体的アクションとまた違うということもありますから、その辺の書き方をどうするかですね。だから、今おっしゃったように結果的にそうなることは十分ウエルカムだ、ただそれはマンドートととらえることはちょっとできないということだと思いますから、基本的な考え方なんで、その辺おっしゃるように方針はしっかりしたほうがいいですね。

清水産業技術部長 最後の1行も、「キャパシティ・ディベロップメント支援を行う。」まで書くと、事業自身を規定していることになります。その前でとめればまだ理解しうるものだと思います。つまり「CSRの取組推進への支援を行う」くらいであれば、そうだなと思うのですが、それを超えて「キャパシティ・ディベロップメント支援」というのはやはり書き過ぎではないかを感じる次第です。

原科委員長 では、今おっしゃるのは、私もそんな感じがしますので、「行う」で切るというようなことでいかがでしょう。どうぞ。

松本委員 今伺って思ったのですが、この最後のところに、例えば支援事業を通じてとか、あるいは支援事業においてというのをまず1つ置くことで、今部長がおっしゃったようにそれと離れた枠組みでやるわけではないという意味になります。その一言を入れると同時に、私はそのキャパシティ・ディベロップメントの支援というのはある種CSRの取組推進の支援の一形態だと思いますし、この文章では企業とのコミュニケーションを通じて、結果的にキャパシティ・ディベロップメントにもつながるのじゃないかというニュアンスも私は感じます。ですから、このキャパシティ・ディベロップメントのところを、CSRの取組推進への支援の1つの例になるような形で、「キャパシティ・ディベロップメントなど各企業のCSRの取組推進」と例示という形に置き換えるという2つの手当て、つまり支援事業においてとかいうことを踏まえるということ、もう1つはキャパシティ・ディベロップメントをこのCSR取組推進の一例として表現するというような形で残すことは可能ではないかと思うのです。

原科委員長 宮崎委員どうぞ。

宮崎委員 私も今のご意見に方向としては賛成いたします。先ほど開催報告のほうで、部長さんのほうから第 部のポイントの3つのところで、「ジェットロの限界については理解するが、」云々のところですが、これは私が確か発言したように記憶しているのですが、打って出るという意味は、CSRが割合リスク回避というようなことで案には書かれていた面があったわけですが、リスクの回避は当然重要なことですが、ジェットロさんの本来業務ではないかもしれませんが、企業さんに対する支援ということで、CSRのそのポイントなどを企業さんがよりよいものにしていくところに支援をするということ、ある意味ではこれは積極的ということになります。思いますけれども、そういう内容を入れていただいたほうが、職員の士気も上がるのじゃないでしょうかという意味で私申し上げた記憶があります。

これは新しい事業になるかどうか全然わかりませんが、ジェットロさんがCSRのいろいろ支援のことで、例えばセミナーをずっと開いていくとか、そういうようなことでジェットロさんの事業にもなり得る可能性があるかなということをやっと申し上げたわけです。

こちらのほうの第 部の満田委員の案に戻らせていただきますが、やはりコミュニケーションを通じてCSRの取組の推進への貢献を行うのだと。それで、「可能な範囲で」とここに書いてありますね。今松本委員のご意見もそういうニュアンスだと思いますけれども、こういう推進を行うということと同時に、企業さんに対してそのCSRを通じたキャパシティ・ディベロップメントの支援を行うというふうな意味でとれば、何か先ほど部長さんのおっしゃったような、ちょっとこれは立ち入り過ぎだというふうなお話がありましたけれども、私は必ずしもそうではないのではないかというふうに感じました。

ですから、この文章の修正はお任せしますが、先ほど松本委員のおっしゃったようなニュアンスでまとめていただくということに対して私は賛成いたします。

原科委員長 そうすると、キャパシティ・ディベロップメントの対象は、1つは現地政府というご提案がございました。もう1つは進出日系企業といいますが、そういうようなところにキャパシティ・ディベロップメントということもあるわけですか。だから現地企業というのはちょっと……

宮崎委員 現地企業だけではなく、日系企業もそうですね。

原科委員長 日系進出企業のキャパシティということ。

宮崎委員 はい。

原科委員長 環境社会配慮面でのそういうことはありますね。その辺もう少しこの文章を工夫しましょうか。吉田委員どうぞ。

吉田委員 私もワーキンググループのメンバーだったものですから。ここでの議論は、要するにサプライチェーンというコンセプトがあって、現地に進出している日系企業の利益にかなうジェットロの支援とは何かという視点で考えたと思います。

すなわち、コミュニケーションを通じて、まず日系企業自身がCSRに対する認識を高め、納得してそれは長期的に利益に適うということで、ただそうなってくると、現地の日系企業が、サプライチェーンを通じて、現地企業そのものがCSRに認識においてなかなか平仄が合わない、認識がなかなか浸透しない、ジェットロさん助けてよというような事態が想定できるのではないか。そうした場合には、当然日系企業とのコミュニケーションを通じて、日系企業のみならず、現地企業に対する啓発とか啓蒙とか、そういうことをやっても良いのではないか。ワーキンググループではもうちょっと議論が進みまして、この考えを進めて、少なくとも僕はこういうガイドラインができて、CSRに対するジェットロの取り組みというのがある程度固まったならば、むしろこのガイドラインの説明会、ガイドラインという名前はどうかまだわかりませんが、そういうセミナーを例えばタイでやるとか、そのときには現地企業、日系企業を通じて現地企業に広く、どうぞもし時

間があったら来てくださいという形で、オープンに来ていただくという、そういう活動は結構大事ではないかという話はしていました。

ですから、我々のスタンスとしては、むしろ、こういう分野におけるジェットロさんの何か新しい可能性というのを僭越ながら考え、こういうことはどうでしょうかというふうに、委員会の立場として言っておいた方が良いのではないのか、そういうスタンスで書いたと思います。

原科委員長 わかりました。それでは、ワーキンググループでそういうような議論もあったということでございますので、そういう積極面がわかるような表現に書いていただいたほうが私はいいと思います。

事務局（藤崎） 事務局としてワーキンググループに参加させていただいた者として発言させていただきます。要は議論としては例えばCSR的な部分、貿易・投資促進事業に関するものと、それから例えば案件形成調査に関するものの両方がありますけれども、以前から議論になっているように、この双方をガイドラインと呼ぶべきなのですか、どの程度のエンフォースメントというのでしょうか、強制力があるのですかということも絡んでくる論点もあると思うのです。これはワーキンググループの開催報告の「その他」のところに出ておりますけれども、そのあたり、例えばどんどん書き込んでしまって、すべてそれで、私どものできることに、できないことがありますけれども、ここに書いてあるじゃないかと言われてしまった場合、ある意味で私共としては非常に辛い立場になってしまう、このガイドラインなりそういったものに従って例えばこれからやっていきますと言い切るには、私なんかとしては若干慎重にならざるを得ない。委員の方々のお気持ちは十分わかりますけれども、非常に強制力の有無があいまいなままでどんどんいろんなものを入れられても困るよねというのが率直な感想でございます。

それから、この満田さんの「基本的な考え方」のところですがけれども、国際協力のところは別としまして、例えば「CSR促進を通じた長期的な競争力の確保」というところは、基本的にトリプルボトムラインのお話で、私どものほうで用意した「競争力の源泉としてのトリプルボトムライン」というアイデア、それからあと、3)4)5)6)のところは、これは私どもの取り組みのほう、別紙のほうで見えますと、「CSRの基本的な考え方」というところで、これは経済産業省の中間報告からそのまま持ってきているのですけれども、ほぼここに書かれているものに尽きるわけです。

それで、一番私が問題だと思うのは、これは例えば経済産業省の中間報告は基本的な考え方としてまとめて論じているのです。それを箇条書きで出すということはちょっとミスリーディングではないかというのが私の考え方です。

原科委員長 住吉理事。

住吉理事 今のジェットロはもっともっとCSR的な事業を前向きに取り組んでやっていくべきではないか、大変ありがたいご提言だと思うのですけれども、できればやっていければいいのですけ

れども、はっきり言って、人とお金をどんどん削りなさい、どんどん削っていきなさい、こういうように国のほうから言われているのですね。それで、ジェットロの役割というのは貿易と投資の促進なんですね。もちろんめぐりめぐって貿易・投資促進に役に立つという議論は成り立つかと思えますけれども、やはり当面効率的、合理的にやっていきなさいというふうに厳しく言われている中で、新しい芽を出すのは大変いいと思えますけれども、このペーパーの中でそれを書く必要は私はないというふうに思っています。そこまで書いておいて、もしここに書いておいて、キャパシティ・ビルディングも可能な範囲でやってないじゃないかというような議論も出てくるだろうし、それから現地の企業をどんどんやっていきましょう、キャパビルをやっていきましょうという、それは現地の国との関係がありますから、内政干渉というほどは言わないでしょうけれども、そういう問題も当然起こってくると思うので、恐らくここに書かない方が安全だと思うのです。

やらないということじゃないのですよ。できる範囲でももちろんやるのだけれども、ここに書くのはリスクを相当ジェットロが負わなくちゃいけないということで、全く反対いたします。

原科委員長 企画部長どうぞ。

石井企画部長 入江部長にかわりました石井でございます。今回初めて参加させていただきます。これも初めて見るので、意見というよりもむしろクラリフィケーションなんですけれども、この「基本的な考え方」の中に施策的な要素が、例えば、「CSRの促進を通じた長期的な競争力の確保」で何か支援を行うとかとあるのですが、これは基本的考え方といえるのかどうか。今おっしゃったようなCSRに関連しているんな事業が出てくるということをもともとここに入れるかどうかというのはどうかというところはあります。この整理学の問題として、この1ページの「基本的な考え方」の段落の中に、最後に「実施に当たっての基本的考え方は以下のとおりである。」ということになっていまして、そこに6項あるのですけれども、それは、何か文章として、「基本的な考え方」の中に施策が入っているような気がいたします。また、それから大きな2.の柱立てはわかるのですけれども、ここに書いてある1)から6)というのは、基本的な考え方というよりは、施策とか方向性みたいな感じがするのです。そこも頭の整理がよくわからないものですから、教えていただければありがたいと思っております。「基本的な考え方」の整理としてはすわりが悪い気がするのです。

原科委員長 施策面のようなものもかなり入っているのではないかというご意見だと思います。私もここは「基本的な考え方」ですから、そういう表現にならないとおかしいと思えますから。

石井企画部長 CSRという概念にちょっと引きずられ過ぎているのじゃないかという気がいたします。これは感想ですけれども、要するに「基本的な考え方」の中で、大きな考え方とCSRの考え方がどういうふうに整合されているかというのがよくわからなかったのです。

原科委員長 CSRに引きずられているというか、むしろそれがメインなので、引きずられた表現になりますけれども、そのこと自体が問題だとおっしゃるわけですか。

石井企画部長 「基本的な考え方」の中でCSRは大体どういう基本的な哲学になっているのか、あるいは哲学の中の1つの柱なのか、そこがよくわからない。これを教えていただければと思います。

原科委員長 これは新たにルールをつくってそういう貿易・投資促進事業において環境社会配慮を推進するというのではなくて、CSRという考え方でこちらのこの分野に関しては環境社会配慮を進めましょうという、そういうスタンスですので、CSRがメインに入ってくると私は思います。

石井企画部長 CSRでやるということなんですか、これは。

原科委員長 CSRという考え方でやりましょうと。だから特段のルールをつくってやるという考えではなくて、CSRという考え方でやっていきましょうと。

石井企画部長 ジェトロ自身がCSRという考え方に基づいてやるということですか。

原科委員長 そうです。

石井企画部長 そのこととジェトロ自身がほかの企業にCSRを促していくというのはまた別問題ですよ。

原科委員長 そうですね。それで、特段のルールをつくるのはむしろ第 部のところで、案件形成段階としてはルールをつくりましょうという考え方になっております。

今の件に対して何かご意見ございますか。

事務局（藤崎） ちょっともう一回整理させていただきたいのですけれども、今回の委員会の議論というものはどうであったかといいますと、まずそもそもはこの委員会が立ち上がる時は案件形成調査のほうが大きな眼目だったのですけれども、私どもの方からジェトロ事業はこういうことをやっているのですよということを詳しくご説明いたしましたら、そうしますとその案件形成調査の部分は別としまして、例えば基本的には貿易・投資促進事業がメインですね、それで貿易・投資促進事業のところは、例えば案件形成調査のところを使うような、先生がおっしゃられるようなルールというのでしょうか、例えばJICA、JBIC的なガイドラインというよりも、また別のやり方があるのでしょうかというので、そのときに考えられたのがCSR的な考え方で、世の中、例えば経団連も経済同友会もCSR推進でさまざまな提言もされておるわけで、そういった観点から何か考えてみましょうかということだったと思います。

ただそのとき、やはり私どもがやっている事業そのものは貿易・投資促進事業ですね。それに関して例えば問題を起こさないようにするにはどうしたらよいかについてまず考えてみようじゃないですかということが基本だったような気がするのです。ですからそれをリスク回避だけではとおっしゃられるのはわかりますけれども、基本はまず環境社会配慮をやる場合、私どもが実際にやっている貿易・投資促進事業についてどうするのだということがまず第1点としてあるべきだろうと思います。

それから、私もここで1)から6)までご指摘されているものについて言うと非常に違和感を感

じるのは、実は文章としましては経済産業省の中間報告でいえば、CSRの基本的考え方として出ているものが、例えば1)3)4)5)6)というのはその中に出てくるものなんですね。それをもって例えば貿易・投資促進事業における環境社会配慮の基本的考え方なのかというところで私自身は非常に違和感を感じます。

原科委員長 お2人から違和感を感じるというご意見ですけれども、高梨委員どうぞ。

高梨委員 国際協力のところにちょっと戻るのですけれども、お話のようにキャパビルをこまごまで出すというのは私も若干違和感を覚えないことはないのですけれども、ただジェットロの方に事実関係として確認したいのです。

私がいろんなヒアリングをしたときに、ジェットロさんの事業として、例えば現地で環境がらみのセミナーを開いたり、あるいは企業を訪問したりということで、ある意味の環境面の配慮なり技術指導なり啓蒙というような活動をしているようにたしか私は何ったような記憶があるのですけれども、それから派生して、それだったらもう少し現地企業を含めてキャパビルをしたらどうかというような発想になったのかなと想像したのです。その辺の事実関係で、もしやってなければ私どものミスコンセプションだと思うのですけれども、ジェットロさんの事業として環境の観点で日本企業を踏まえ現地企業、こういった面の技術協力、技術指導、進出支援というのはたしかやっていたような記憶があるのですけれども、そこをちょっと確認させていただけたらと思います。

事務局(藤崎) こちらからお答えいたしますと、これは私どもの出しております解説として別になっておりますものの2枚目、今回の資料で言うと15ページ目を見ていただきたいのですけれども、その3)「発展途上国における環境保全対策への支援」、これは受託事業ですけれども……

原科委員長 15ページはないですよ。

事務局(藤崎) すみません、別添の6ページです。

原科委員長 別添の6ページをごらんください。

事務局(藤崎) すみません、きのう私ども内部で使った資料を見ておりました。

その3)で「発展途上国における環境保全対策への支援」、ここに記されているように90年代以降、具体的にはグリーン・エイド・プランという形で、経済産業省からの受託事業としてそういったことをやってまいりました。ですから関連の事業というものはございます。ただこれは非常に具体的、限定的なものです。ここでは事例としてそういったこともやってきたので、これからは可能性としてはあり得ると思います。

原科委員長 どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 今例示に出ましたグリーン・エイド・プランについては、以前満田委員からもこうした事業をやるべしという文書が提出され、それに対して私から、グリーン・エイド・プランが受託かどうかという話は別に、グリーン・エイド・プランのような環境に資する事業をジェットロがやるべきといったような議論をする場ではありませんと申し上げたと記憶しております。

すなわち、議論の対象は、ジェットロが事業を行う時にどう環境社会配慮をするかという話であって、事業そのものが環境社会配慮に資するような事業をどうすべきかという議論をするのは不適當だという趣旨です。高梨委員がおっしゃったように環境がらみの様々なセミナーなどを私はやめろと言っているわけではありません。活動する上でそういう事業は当然出てくるものだと思いますが、それを行うのか行わないのかを議論する場ではここはないのではないかと申し上げているのです。

例えば、何かセミナーを行う時に、猛烈に廃棄物を出すような展示をすとか、飾りをするといったことはやめましょうというような議論は当然あってしかるべきだと思います。けれども、そのセミナーの中身についてこうすべき、ああすべきとここで書くのは不適當ではないかということを上申しています。

ですから、例えば環境関連のセミナーをジェットロがやっというがやっというまいが、その事実とここに先ほどのキャピルが書けるか書けないというのはリンクする話ではないと私は考えております。

原科委員長 それでは、これは「基本的な考え方」ということでございますので、まず余り施策的な表現というのはやはり避けた方がいいと思いますから、これはもう一回整理しましょう。

それからもう1つは、考え方なので、それをうまく全体が組織的に見えるように、そのとき6項目をブレイクダウンしたほうがわかりやすいのか、ある程度まとめた方がかえっていいか、その辺はちょっと考え方が分かりますけれども、そういうような整理をしたらいいと思います。

2番目の例えば国際協力というのは、むしろ国際協力面での貢献という、そういう考え方がありますよね。そういう貢献をできるようにしたいので、それはメインではありませんから、そういう方向になるようにというような意味合いですから、そういうような基本的考え方らしい書き方をしないといけないと思います。

満田委員どうぞ。

満田委員 この「基本的な考え方」に企画部長からご質問があって、これは基本的な考え方ではないのじゃないかということだったのですが、確かに基本的な考え方という言葉のとらえ方にもよると思うのですが、実は第 部 のほうで「基本的事項」「基本理念」というのが出てきた後の第 部、第 部 とつながって、第 部 においてはこういう考え方をもとにこういうアクションをしていくというというような、そういう組み立てがいいのかなと思っていたのですね。

ですから、本当はこの「基本的な考え方」と括ってしまった中には、私のつもりとしては1つの認識、各概念の認識及びそれに基づくアクションのための基本的な考え方みたいな、そういうような意味合いでブレイクダウンしていったという経緯があります。

以上です。

原科委員長 2段階、第 部 で大きな枠組みで、第 、第 部 でそれぞれの具体的アクション、そのつながりの部分の基本的考え方だということになります。

吉田委員どうぞ。今の関係。

吉田委員 ええ、今の関係。

今、委員長がおっしゃったように、それから企画部長さんのコメントにあったようにストラクチャーそのものを、基本的な考え方というものを整理する必要がある。すなわちジェットロみずからの事業に関連してという、ここで言う2のほうが前に来るのかなという感じですね。

そしてもう1つは、基本的考えの中に加えて、互惠している日系企業を通じてサプライチェーンのあれがあって、こうこうあるよということを説明して、そして1.のほうの議論に入っていくという、それを基本的な考え方に置いて、それで今ある2.を前に持ってきて、2.のかわりに、ここで6つ上げているのをもうちょっと整理した形でやると、ストラクチャーとしてはそのほうがいいのかないかなという、そういう印象を持ちました。

原科委員長 2.を前に持ってきちゃうというご提案ですか。

吉田委員 そうですね。

事務局(藤崎) 2.の前文と、それから2の1)の環境社会リスクの回避のところ、これが恐らく「基本的な考え方」の前文にプラス、そこで1つの固まりですね。その後は基本的にCSRの話になりますから。

吉田委員 ですからそこに、「基本的な考え方」の中に、CSRというのがジェットロの業務の中にどう位置づけられるかということを書いて、そしてそれを2.としてここに書かれているようなことを書くという、そういうスタイルはどうかなという。満田さんどうですか。

満田委員 2.

事務局(藤崎) だから、要するに1.の「基本的な考え方」の2つのパラグラフがありますよね。それと要するに具体的にはジェットロはどうするのだという話とが結びついたほうが、1つ話として完結するでしょう。それで、残る部分は満田さんが非常に書きたがっているCSRなんですね、基本的には。

満田委員 ちょっとその意味合いがよくわからないのですが。

事務局(藤崎) だから、基本的にこの2のジェットロの事業というのは4つに分かれていくというところがありますよね。そこについては具体的にはこの1)で「環境社会リスクの回避」という形になるわけでしょう。

満田委員 この2.の次にある一段落が1)ですかと言われると、私は2も余り同様にはできないかもしれないのですが、関係しているのかなと思ったのですが。

事務局(藤崎) というのは、1.の「基本的な考え方」の最初の3つのパラグラフがありますよね。これは基本的に貿易・投資相談事業においてどうすべきかという議論ですよ。そうするとそれは直接的には2.の冒頭で4つに分けてというところがありますね。それで、私どものほうで具体的にはさっきの条約等の例ですね、それを見ながら各事業をやるときにおいてどういうことをし

ていくかということですから、だからそこは一まとまりにした方がいいのだろうと。

満田委員 一まとまりにして基本的な考え方として書くということですね。

事務局(藤崎) ですからこれは、要するにリスク回避的なところはそれでまとまると思うのです。プラス今度は、さらに積極的に例えば企業は今CSRにどんどん取り組んでいますよね、それに対して支援していきますよねというところは、またちょっと色合いを分けたほうがいいだろう。

満田委員 そうしますと、その2.の後の段落を1.の4つの段落と一緒にすると。

事務局(藤崎) ですから具体的には、ジェットロは4つに分類分けを行って、それぞれの、例えば私どもはそれぞれの事業のリスクを踏まえてとかなんとか、そういった形で、それとどう対処するかという議論で、そこに例えば から まで出ているものは、そっくり私どものこれまで出してきたマトリクスのところから来ているわけですね。それで1つの議論は完結します。今度より具体的にCSRをやるのですというところ、CSRの支援をしていきますというところは、ジェットロの事業に伴うリスク回避の話とは切り離れた方がいいのだろうと思います。

原科委員長 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとまた話を戻して恐縮ですが、今のところのご検討いただければと思いますが、このCSRを通じて企業さんの支援を行うという、先ほど部長さんのおっしゃったことにも関連することなんですが、もちろんジェットロさんの一番の目的は貿易の促進と発展だということは私もよくわかります。そのとおりだと思いますけれども、そのときに、ちょっと話が飛びますが、私もほかから耳学問で聞いているだけで、実際はよく知らないところがありますけれども、例えば国際標準化機構のISOというのがあるって、ISO14000という環境の規格があります。

それで、ある企業さんが物を、例えば欧米のほうもそうかもしれませんし、途上国にも輸出をしようとしたときに、おたくの企業さんはISOの14000の資格を持っていますかというふうなことを聞かれて、持ってないと非常に難しい立場、それなら要らないですよと言うかどうかわかりませんが、なかなか受け取ってもらえないというふうな話を聞いたことがあります。あれももちろんCSRそのものではないでしょうけれども、根本的な考え方はやはりCSRと共通するところが当然あるわけで、そういうふうな世界的な風潮になっているわけですね。

ですから、例えばジェットロさんが貿易を促進させるというのはもちろんそうなのですが、貿易を促進させるというのはただ物を、はい、どこに輸出したらいいですよというだけではなくて、当然企業さんが輸出されるわけでしょうから、その企業さんの物を受け取るというときに、相手の企業さんが、この企業さんは大丈夫なのね、そのあたり社会的配慮はちゃんとやっているのかねというようなことを世界的に考えるような雰囲気になってきているのではないかと個人的にも感じているわけです。

ですから、そういうことからいうと、もちろんジェットロさんが企業さんに対して、企業さんに対して支援をしていくということになると、やはり貿易をさらに活発に、いわゆる輸出を促進するた

めには、もちろん大企業さんはやっているところが多いと思いますけれども、中小企業さんなんかの場合にはなかなかそこまでできてないところがあるとすれば、おたくの会社の中にこういうCSR配慮のところをきちっとやっておいたほうがよいのじゃないですかというような、アドバイスのなところをやるというのは、それはいわゆる本来的な目的とも近いところで関係があるのではないかと。そういう意味では非常に重要な面なのではないかというふうに思います。そういう意味で、結論的に申しますと、先ほどの国際協力、ここの文言はちょっと修正していただくにしても、国際協力面での貢献とかいうところの最後のいわゆるキャパシティ・ディベロップメント、これをそのまま書いていいかわかりませんが、そういうふうなCSRの推進ということに対してジェットロさんもやはり援助とかあるいは啓発とか、そこまでわかりませんが、そういうふうな側面を出していただく、側面を出したほうがよいということをごガイドライン、名前はガイドラインになるかわかりませんが、この文章の中に、強制的なものでも入れていただければよいのではないかと私も思いますので、くどいようですが発言させていただきました。

原科委員長 住吉理事どうぞ。

住吉理事 ただいまの宮崎委員のお話なんです、この別添 - 2、ガイドライン事務局の案で、2. の「貿易・投資促進事業における」云々の2段落目ですか、「さらに、内部において環境社会配慮に関する情報の蓄積を進めるとともに、職員の知見を高め、日々の貿易投資相談において、環境社会配慮に取り組む企業等に対し情報提供やアドバイスを通じた支援を行っていく。」このように書いてありますので、恐らくそれで十分なんではないかと思うのです。

原科委員長 今の表現で十分だというご説明ですけれども、どうでしょうか。

宮崎委員 ここのところは私が今申し上げた内容と、私ここのところを十分読んでなかったこともありまして、提供やアドバイス、先ほど満田委員の書かれたところも「可能な範囲でキャパシティ・ディベロップメント支援」とかというようなところも、やはりこのニュアンスだろうと私も理解しておりましたので、文章の文言の修正なりはお任せいたしますけれども、今理事の言われたようなところで私はよいかと理解いたしましたけれども。内容的にはこのガイドライン事務局の2の後ろの3行目のところをガイドラインの文章の方に取り入れていただければいいかなというふうに思います。

原科委員長 満田委員はいかがでしょう。

満田委員 先ほどと同じではありますが、若干そのキャパシティ・ディベロップメントという言葉、あるいはキャパシティ・ビルディングという言葉が幅広い意味合いを持つので、よりジェットロさんの書き方よりは広めの書き方ではなからうかとは思いますが。

ただ、この言葉に対して、やはりそんなことはできないし、そこまで書くべきではないということであれば、それは最終的には削除してもよろしいのではないかと。

原科委員長 キャパシティ・ディベロップメントという言葉は明記するのはちょっと行き過ぎで

はないかというようなことだと思しますので、2)の国際協力、これは「国際協力面での貢献」という表現にしましょう。その上で、満田さんの起案されたものところを今申し上げていただきますけれども、2つ目の段落で、「このような認識にたち、ジェットロは、企業とのコミュニケーションを通じて、各企業のCSRの取組推進への貢献を行うとともに、」というところは、「行う」で切って、キャパシティ・ディベロップメントは外すというような格好でいかがでしょうか。どうでしょう。ではおおむねそんなことで、また必要になったら調整します。おおむねそんなことでこの部分は整理したいと思います。

それから、3)4)5)6)番は、藤崎主査は全部まとめて1つになるのじゃないかとおっしゃったのですが、まとめて全部というのは難しいかもしれませんけれども、3)と4)ぐらいは確かにそうなので、まとめるような工夫をしてください。それから5)6)番はどうでしょうか。これはまとめるか分けるか。ちょっと違うような気がするのですね。

事務局(藤崎) 違うというよりも、私繰り返して申し上げますけれども、これは5ページを見ていただきたいのですが、5ページの2「CSRの基本的考え方」というのは、基本的に経済産業省の中間報告から持ってきている。ほぼ引用ですけれども、この から まで書いたもので一まとめりとして考え方を提示しているのですね。ですからそれを基本的に満田さんはこの中から幾つか持ってきているという形になっているわけですよ。それはミスリーディングではないかということをお私先ほど申し上げたのです。

原科委員長 6点に整理できる、これを分けて書いても別に構わないのです。6点に整理できると書いてある。

事務局(藤崎) ですから、 から まで1つの流れとして、最終的に例えば「CSRの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。」ということで、これは1つの流れなんですね。

原科委員長 流れと読むかどうかなんですが、「次の6点に整理できる。」で、 ですからね。これは流れにも読めますけれども、6点だから6つのポイントと考えてもいいのじゃないのでしょうか。

私も一番最後にある情報開示とステークホルダーが一番大事だと思いますけれども、法令遵守とは全然次元が違いますね。

事務局(藤崎) その中に法令遵守も入っているのです、この6点の中に。

原科委員長 もちろんそうですよ。ですから法令遵守とか国際基準・規範の遵守は、これは言ってみればルールを守るということでまとめてもいいかなと思いましたが。ただ情報公開とコミュニケーションというのは、全体を通底するといえますか、全体にかかわる基本的なことなんで、これは分けたほうがいいと思います。

事務局(藤崎) ですから、私の申し上げているのは、例えば中間報告でまとめているところの

この6点が要素ですよということやっているわけですから、私、もしやるのだったらその6点全部を示すべきだろうと思いますね。

原科委員長 いかがでしょうか、今のご意見ですけれども。清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 3)の国際協力が議論になったので、それより前の部分に関する議論を通り過ぎてしまったのですけれども、何点かあります。1)の「長期的な競争力の確保」のところの一番最後の2行です。これをワーキンググループではどういう議論をされたのでしょうか。以前、企業の長期的な競争力確保の話が出たときに、この目的は何かという議論を一度したように思いますが、ワーキンググループではどのような議論があったか、ご紹介いただければ有難いというのが1点目でございます。CSRの支援をしても良いのですが、CSRだけで競争力を確保できるわけではなく、この文章はミスリーディングではないかという印象を私は以前持った記憶があり、議論の感じをぜひお伺いしたいというのが1点。

それから、3)4)はいろいろ議論があるところですが、むしろご専門の方にお伺いしたいのですが、「法令遵守はCSRの最低限の基準だ」と書いてあるのですが、これはこうした書き方でよろしいのでしょうか。私はCSRの前提条件として法令遵守があると考えていたのですが、CSRのカバレッジをどう考えるのでしょうか。ヨーロッパ型とアメリカ型のCSRとでは少し違うのだと思いますが、その辺をどういう思想で書かれたのかに関し教えていただきたいというのが2点目です。

それから3点目は4)の「国際基準・規範の遵守」です。3行目の後半からその下に、「尊重・参照を行う基準・規範には、例えば、」として、いくつか並んでいます。確かに我々が議論する中で、関係する国際基準などの例としてこれらを表にして出しましたが、ガイドラインにこれを書くのはいかがなものか、ここは削除すべきではないかと思います。

と言いますのは、基本的に企業がCSRに取り組まれるのは、自主的なご判断で取り組まれる訳です。それぞれの企業によって活動方針が違う訳ですから、特定の国際基準などをここに並べるのは不適當ではないかと感じる次第です。例えば大手の自動車メーカーさんを見ても、グローバルコンパクトに賛同する社もあれば賛同されない社もあるわけですから、特定の国際基準などをここに書くことはおかしいのではないかと感じます。

それから、最後の6)「情報公開とコミュニケーション」です。これは、部との関係で必要だろうかと感じています。部の基本的な記述の中に、ガイドラインの遵守と情報公開だったでしょうか、今日は部の紙が出ていませんが、部の中で書いてあるのであれば、ここはリダグメントではないかと思える次第です。議論をしていただければと思います。

以上、大きく4点でございます。

原科委員長 4つございました。一番最初はどんな議論があったかということでございまして、今の別添の の1ページ目、1.「基本的な考え方」の1)「CSRの促進を通じた長期的な競争

力の確保」の2つ目の段落です。「このような認識のもとに、ジェットロは、企業によるCSRの推進を支援することにより、日系企業の長期的な競争力の確保を図っていくことを目指す。」という表現になっておりますが、こういった表現になったということでどんな議論があったか、これはちょっとご説明ください。これはどなたから。満田さんかな。あるいはほかのメンバーの方でも、ご説明いただければと思います。では満田委員どうぞ。

満田委員 これについては特段この文言のみに集中して議論をしたというわけではないのですが、やはりCSRというものが長期的なメリットにつながっていくということが、ほぼその浸透が広がりつつあることは確かなんですが、その長期的な利益にもつながっていくということを強調することには意義があるというようなことを、主として私がだったと思いますが、ワーキンググループのときにも強調していたように記憶しています。

ごめんなさい、それに対して具体的な議論があったかどうかについては、多分なかったと思うのですが、ほかの委員から補足していただければと思います。

原科委員長 ほかの委員の方はございますか。よろしいですか。では清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 ここはなぜ違和感があるかということ、まさに今満田委員がおっしゃったように、CSRの目的はこれだとCSRのペーパーで書かれるのであれば違和感なく了解するのだと思います。しかし、ガイドラインの中にこうした表現があると、これはCSRのことを書いているのではという違和感を感じるようになるのだと思います。ですから、「このような認識のもとに、ジェットロは、企業による自主的なCSRの取り組みを支援する」で止まっていれば、その上に「長期的に行っていくためにCSRの考え方が重要」と書いてありますし、違和感なく我々の頭の中に入ってくると思います。しかし、CSRで長期的な競争力確保を図るといって、私にはすっきりと読めない文章です。

原科委員長 ひいては競争力の確保にもつながると、そんな表現ならいいでしょう。頑張ればそういうこともありますよという。それを目指すという言い方がおかしいのでしょうかね。

事務局（藤崎） 客観的な事実として企業さんが今どうとらえているかという話は、話でいいと思うのですがけれども、例えばそれで私ども別紙で、これは5ページですけれども、そこで示させていただいたのは、1として「競争力の源泉としてのトリプルボトムライン」としておきまして、これは今企業がどう考えているかという、具体的な事実としてはこうではないかと思います。

原科委員長 だから、そのことが競争力の向上にもなるのだ、それであとは解説を読んでくれという中にでも入れる。だからそれを「図っていくことを目指す」という言い方はちょっと違うのじゃないかということだと思いますね。

清水産業技術部長 ガイドラインに書くには少し書き過ぎではないでしょうか。

原科委員長 そうしますと、「支援する」で切って、そのことは競争力向上につながるのだという、おまけの説明がちょっと入って、詳しくは解説を見てくれと、そんなことにしましょう。

それから、2つ目のご質問でございますが、法令遵守。「法令遵守はCSRの最低限の基準であること、」それはそのとおりなんですけれども、このことに関しては、どのような意味合いでしょうか。

満田委員 一般的にそういうふうに言われていると思います。

原科委員長 そうですね。経産省の先ほどのものにも書いてありましたね。この同じ資料の5ページ。5ページの「法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。」という、同じような概念だと思います。

清水産業技術部長 CSRの中に入っているのか否かを私は問うているのです。「法令遵守はCSRの最低限の基準」と書いてあるのですけれども、法令遵守というのは実はCSRの前提条件なのではと私は思っているのですが。

原科委員長 そうですね。

清水産業技術部長 経産省の書き方も、CSRの一部に法令遵守が入っているわけではなく、記述ぶりが違うのではないかと感じます。

原科委員長 私もそう思います。だからそういう意味で3)と4)をまとめちゃっていいのですね。法令遵守は当たり前で、さらに進んでいって、むしろ4)のほうなんですよ。国際基準とか規範の中で積極的にそういうものを、法令では定めてなくても、それ以上のことをやりましょうということなんです。だから法律に求められていないのだからいいという話はよく最近ではテレビで報道されていますけれども、法律でやっちゃいけないということをどんどんやったっていいのですよ。例えば、領収書を全部公開したって構わないでしょう。公開しないのは、公開することを求められてないからやらないというのは、CSRだったら、積極的に公開しろというのは、これがCSRなんですよ。

満田委員 そういたしますと、CSRの前提であるという表現でよろしいですか。

原科委員長 余りこれはくどく言わなくていいのでは。法令遵守は当たり前だから。

清水産業技術部長 いや、ここはむしろ……

原科委員長 だから3)4)をまとめちゃっていいでしょう。

清水産業技術部長 ここはむしろCSRの専門家の方にぜひご議論していただければと思います。CSRの定義はいろいろあり、EUのCSRの定義と、アメリカでの定義とは違いがあり、法令遵守の部分も、CSRの外に置いてあるケースもあれば、CSRの中に含んでいるケースもあるわけですが、今回の案はどちらで書いているのかがよく分かりませんでした。どういう議論をされたのかを知りたかったとということです。それによってこの表現も変わるのだと思います。

原科委員長 3)という項目は要らないというのは私も同感です。むしろ4)の前提で1行、1センテンスでかえて、4)のほうをちゃんと書いたほうがいいですよ。

「例えば、」は、これはミスリーディングだというご意見でしたけれども、これはいかがでしょう

うか。私は「例えば」があった方が逆にいいと思いましたがけれども、今3つ目のご質問で、その4)番の「国際基準・規範の遵守」のところですね。「例えば、国連グローバル・コンパクト、」云々、こういったものを列挙していますけれども、この列挙の仕方によってはミスリーディングになるというご意見でした。これに関してはいかがでしょうか。宮崎委員どうぞ。

宮崎委員 私はミスリーディングだとは思わないのですけれども。というのは、国際基準と規範の遵守をやるということが書いてあって、ここで「例えば、」と書いて、こういうのは全部挙げればいいけれども、まあ特定のものを挙げるのはどうかというお話なのだと思うのですけれども、やはり働きかけていくのだ、それで尊重あるいは参照を行う基準はどうしたらいいかというときに、これは全く参考かもしれませんが、参考でもこのような重要なものがある。そういう重要なものを挙げてみるとこうなりますよという文章だと思うのですよね。だから私はこういう例が入っていても別におかしいとは思いませんが。

原科委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。藤崎さんどうぞ。

事務局(藤崎) 「法令遵守」と「国際基準・規範の遵守」ですけれども、これは私自身は法令遵守1つで国際基準・規範等も含んでしまうのではないかと思います。それで、グッドプラクティスのところですが、これは満田さんがお書きになっているものは、例えば5ページを見ていただきたいのですが、実は「法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。」と 言っていて、その後、「CSRは、これに加え、」それでそのところの列挙されているものが満田さんの「グッドプラクティスの推進」になっているのです。だからここは、例えば一まとめ、3)4)5)というのは経済産業省のほうの中間報告で言えば一まとまりなんですね。

それと、具体的なものに関していいますと、基本的に私どもの「国際的な枠組み、条約等の例」、その中にほとんど組み込んでおるとお思いますので、そういった例として示させていただければ、それでいいのじゃないか。特記をしてしまうと何かある意味でやはりミスリーディングかなという気はいたします。

原科委員長 満田委員どうぞ。

満田委員 もちろん私も「例えば、」と、固有名詞を書くときには若干のためらいもあったわけなんですけど、あえて書いたわけなんです。その理由としては、もちろんこういった場でこの例示が適切かどうかということについては議論が必要であろうと思うのですが、またもちろん、ここに含まれていないものでも重要なものはあろうとは思っています。ただ、要はマストでほうっておいても遵守されるようなものプラス例えば、先ほど大手の自動車メーカーさんでもグローバルコンパクトを採択されていないところもあるというふうにおっしゃって、もちろんそのとおりなんですけど、とはいっても、参照したり活用したりすることはこれらのガイドラインについては有用なものではなからうか。

もちろんこの本文中にこう書くことが適切ではないということであれば、付録みたいな形もあり得るかなとは思いますが。既にジェットロさんの表がくっついているので、それでもいいのかもしれませんが、いわばこういうものがあるというガイドといいますか、そういった参考情報だと思います。

それから、3)と4)と5)を一緒にすることについては、3)と4)はまとめることはもちろんよろしいのではないかと思います。3)について、もちろん当たり前の話だということは当たり前の話ですし、CSRの定義の仕方については、外出しになったり中に含まれたりするということはそのとおりなんですけど、ただそこまで厳密な話ではなくて、別にここでCSRにあえて触れなくてもいいのですが、法令遵守は当たり前の話なんですけど、必ずしもこれが簡単ではないことも場合によってはあるということを感じておりまして、特に途上国ですとか海外で事業活動をするときには、非常に悩みの種になるので、やはり強調したいなという部分はございます。

2行目の慣習的な権利、これは経産省も言っているようですが、慣習的な権利というのはやはり非常に重要でして、明文化されていないような、そういったもろもろの慣習法的なものも配慮する必要はあるかということをごをここで強調させていただいた、そういうことです。

原料委員長 CSRの最低限の基準であるという言い方は、私は違和感があります。法令遵守は当たり前のことなんで、CSRというのはその先ですからね。だから法令遵守は当然のこと、それを超えて何をやるかがCSRですから、その何をやるかの中には、現地の慣習的な権利などに対する配慮、これはおっしゃるとおりだと思います。そういうようなことだと思いますから、3)4)番は1つにまとめて整理いたしましょう。それから5)番に関しましてもまとめてもいいというご指摘もございましたけれども、ちょっと中身が違うので、分けた方がわかりやすく思います。それから6)番の「情報公開とコミュニケーション」は、私も全体に通底すると申し上げたのですが、先ほど清水部長から、これはむしろ第 部できちんと書いておくべき、まあ書きますし、書いていることなので、重複感があるかなという、私もそんな感じを持ちますので、「情報公開とコミュニケーション」は整理の仕方をちょっと考えたほうがいいと思います。ただここでもう一回強調したほうがいいというお考えもあると思いますから、それをどうするかですが、「基本的な考え方」から外しても、具体的なアクションのところでもうちょっとその具体的なことを、情報公開とコミュニケーションの具体的な方法、それを書くのであれば重複感はないと思いますから、そんな整理をしたらいかがでしょうか。

時間もほぼ半分過ぎましたし、お茶の用意もできたようでございますので、ちょっとここで休憩します。10分間休憩ということで、45分から再開しましょう。

午後3時38分休憩

午後3時50分再開

原料委員長 それでは、休憩をとりましたので、再開いたします。

「基本的な考え方」のところは一応一通り見ましたけれども、随分手直ししなければいけないと思いますから、作業を進めていただきたいと思います。直したものをもう一回この場で議論いたします。

満田委員 最後の「情報公開とコミュニケーション」のところなのですが、部に盛り込むから重複になってしまうということなのですが、部で書かれている情報公開というのが、私の理解ですと「ガイドラインの遵守と情報公開」と思っています、ちょっとニュアンスが違うのかと思っています。

C S Rなり環境社会配慮なりについて、特に貿易・投資促進事業においても改めて、こういったC S Rの信頼性を支える取り組みの中での重要性というのは、やはり「基本的な考え方」の中で改めて含めたほうがよろしいのではないかと思います。

原科委員長 それでは、きょう両方ご意見をいただいたので、結論はペンディングにして、起案した上でもう一回考えましょうか。ではそういたします。「基本的な考え方」はそんなことで大幅に修正するという事にいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは2番目の「貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進」というところに参ります。これも最初の部分、このパラグラフ、「ジェットロは、貿易・投資促進事業を、その性質により、「outbound」云々の、この部分はもう前へ持っていくという話になりましたね。それはいいですね。「環境社会リスクの回避」の1)も前へ持っていきますか。これはいかがでしょう。「具体的には以下の通りである。」ということで、1)の「環境社会リスクの回避」というのも前へ持っていく。これはさっきの施策、具体的アクションはむしろ後に回したほうがいいのかというご議論だったので、私はこれは残すべきだと思ったのですけれども。基本的考え方と違うのですね。どうぞ、企画部長。

石井企画部長 私自身環境関係の専門家じゃありませんが、少なくともジェットロでしっかりしたこういうガイドラインをつくらなければいけない、ぜひこの委員会でいいものをつくっていただきたいという思いは変わりません。それからもう1つはやはりわかりやすいものにしなければいけないし、これは責任の発生する話ですから、あいまいな形にしておくというのはいろんな意味でよくない。お互いにきちっと概念を明確にしておいた方がいいと思います。

そういう意味では、先ほどの議論の中で1.2.になりますけれども、1つの考え方としては、もうジェットロ自身が自分の事業を行うときに必ずやるべきというマンダタリーな部分をまずきちとはっきりさせて、それから次に、ジェットロ自身としてさらに積極的にプラスアルファでこうやっていくという部分、その中で自分自身が前向きにやっていく部分もあれば、あるいはその事業を通して関係企業に働きかけていくという部分についてはどこまでできるかどうかということ、整理していくとかという構成がわかりやすいのじゃないかと個人的には思います。

それから2点目は、1.のほうに戻りますけれども、C S Rという概念自身は、いろんな使い方

もあると思います。一般的な人間にとってみると概念がはっきりしないし、受けとめ方も違いますので、もしCSRという概念を使うとすれば相当きちとした概念規定をした上で整理していかなければいけないのかなというふうに思います。

特に、今申し上げましたようにきちっといいものをつくるということ、それから自分自身をまずきちっとするという、それから前向きにするということ、それから前向きな要素をそれなりにまとめて、その中でどの程度書けるかというのを議論していく。また、CSRという言葉の使い方は相当注意しなければいけないと思います。考え方は仮に書くとしても、それが明晰な形にわかりやすくしておかないと、ぼんとCSRという言葉を使うというのは危ない、誤解を招く可能性があるのではないかとということだけを申させていただきます。

原科委員長 今のご意見ですけれども、そうしますと、私もそのような感じがしたので申し上げたのですが、基本的な考え方は1番で、2番目が2つありますけれども、むしろ2番目を2.と3.に分けて、2.のほうがおっしゃるようにマンドートの、まずやるべきこと、リスクの回避というのはそうだと思いますね。それに相当するものが大体2番目になるのじゃないか。3番目が自主的に進めていく、CSR相当ですね。そういう具合に分けてもいいのかなと思いました。ですから、今の2ページ2.の「貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避とグッドプラクティスの推進」というのはむしろ、「環境社会リスク回避」というので1つ切りまして、3番目に今度は「グッドプラクティスの推進」とします。2.の頭のパラグラフ、「ジェット口は、」云々という部分は基本的考えに移しまして、中身の部分は2.の中で残しておくというような整理がどうかと思います。それから3.で大きく、次の3つ目で「グッドプラクティスの推進」で、この3ページの下半分を入れていく。その中にさっきの情報公開するという部分をここに書くか、あるいは先ほどの国際的な新しい規範といいますか、国連のグローバルコンパクトというような具体事例なんかはむしろここに入れてもいいわけなんですね。基本的考えに書かないですね。実際にプラクティスというのに例えばこういうものは参照になりますよという表現でここに書いてもいいのかもしれない。そんなふうな感じがいたしました。このような整理の方向はいかがでしょうか。松本委員どうぞ。

松本委員 基本的には賛成ですが、クラリフィケーションしたいのは、環境社会リスクの回避も少なくともこの第 部においてはマンドトリーではないという理解だと思っております。つまりこれらの条約を列挙したからといって、この条約をすべて遵守しなければいけないという議論ではなかった。

そういうことから考えると、私の理解はリスクの回避のほうもグッドプラクティスの推進も、ともに今我々が議論してきたCSR的な発想から来ているのであるということから、やはりその基本的考え方は今企画部長がお話されたような、CSRとは我々がどういうものとしてとらえて今この第 部を書いているのかということからはやはり基本的な考え方で、その前提でリスクの回避とグッ

ドプラクティスの推進と今委員長がおっしゃったような分け方ということで理解しまして、それでいいかなというふうに思います。

原科委員長 今、位置づけを私はマンドートなものだと申し上げたのですが、そうでもないだろうというご意見でした。この辺はいかがでしょうか。松本委員のおっしゃったような整理のほうは。

松本委員 今までの議論ではそうだったような気がしたので。

原科委員長 私もちょっとクリアに分け過ぎたかも。いかがでしょう、今の点は。

事務局（藤崎） それはマンドトリーととらえるかどうかは別としまして、要するにここはリスク回避というのでしょうか。ジェットロ事業の本体部分でどういうことに気をつけていけばいいのかということが書かれていると思うのです。

原科委員長 では、ご指摘のように環境社会リスク回避ということで2番目、3番目はグッドプラクティス、そういたしましょう。環境リスク回避の中には、マンドートの部分はかなりあるかもしれないけれども、その程度だということにしましょう。ではそんなふうな整理をしていただきます。総務部長どうぞ。

山田総務部長 CSRについてという定義ですけれども、これはやはり我々からしますと、経済産業省の定義というものがわかりやすいので、そういうふうな扱いにさせていただいたと思うのですが、そこは何か支障はあるのでしょうか。

原科委員長 今のはいかがでしょうか。CSRの基本的考え方、これは経済産業省で定義しているものに従って記述していきましょうというご提案でございますが、いかがでしょうか。私もそれでよろしいように思います。ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局（藤崎） 具体的に言うと、5ページのところで整理しましたのが大体基本的には、1と2ですね、そこが経済産業省、ほかの資料も参考しておりますけれども、特に2のところはもう経済産業省のというか、そのままのものを持ってきております。

原科委員長 では、この部分をもうちょっと1～2行でコンパクトに書いたものを基本的考えの前のほうに書きまして、詳しくはこれを参照と、そんな表現にしましょうか。

山田総務部長 もう1点ですが、文章上、ジェットロはこのCSR関連で企業への働きかけ、支援、普及・啓蒙等を行う場合、これは時々エンフォースメントという議論があるのですが、ジェットロは基本的には強制力を事業的に持っておりませんので、そういう前提で働きかけ、支援、それから普及・啓蒙を行う、こういう理解で進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長 そうですね。それでCSRという言い方をしたと思いますが、おっしゃるとおりですね。その辺はきちっとわかるようにいたしましょう。

では、2、3に分けるということで整理することに決まったと思いますので、まず2番目の「環境社会リスク回避」というところに関しまして、中身の問題を議論いたします。これは から ま で列挙しておりますが、このような表現でよろしいですか。もう少し詳しく書き込みますか。どう

いたしましょう。清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 私はここの個別の例示は全部削除すべきだと思っています。これは先ほどと同じ理由で、個別にその具体例を挙げることはガイドラインの書き方として適当だと思いません。どこから引用され、添付という形にするのであれば、それはそれで構わないと思いますが、少なくともガイドライン本文にこういった形で個別項目が載ることは、全体として流れがうまくつながらないのではと感じる次第です。

それから、グッドプラクティスの部分は、私は、全体構造がまだ今1つ理解できていません。1. の書き方を最終的にどうするかという点がまだ残っていると思いますが、1.5)「グッドプラクティスの推進」が書いてあれば、それで十分ではないかと思っており、ここで再掲されると全体の構造が見えにくいのではないかと思う次第です。

原科委員長 そうすると、まず2. の「環境社会リスク回避」のところでは、2ページから3ページにわたります 番、有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入」 番、「有害廃棄物の輸出入」と、次のページ 番までは、これは列挙する必要はない。これは表か何かで、実際表に載っていますよね、この次の表ですね、その添付でいいだろうと。

事務局（藤崎） ジェトロサイドのご提案は、これまで何度もお示ししてきましたけれども、要は本文として別添の - 2、これの第 部で、2. で「貿易・投資促進事業における環境社会配慮への具体的取り組み」として、「具体的には、別表のとおり貿易・投資促進事業をその性質により、」4つに分類し、「それぞれの事業が有する潜在的なリスクを認識し、関連する国際的な枠組みや条約、各国の法律等を遵守・尊重し。事業に取り組んでいくことを確認する。」「さらに、内部において環境社会配慮に関する情報の蓄積を進めるとともに、職員の知見を高め、日々の貿易投資相談等において、環境社会配慮に取り組む企業等に対し情報提供やアドバイスを通じた支援を行っていく。」としてあるのですけれども、要は「基本的な考え方」のきょう出されている資料の の1ページ.....

原科委員長 別添 の1ページですか。

事務局（藤崎） そうです。1. 「基本的な考え方」として、それで3つの文章がございますね。「これら事業を企画、実施していく。」というところまでが、別添 - 2の1に当たる。それで2として具体的にはどうするかということを書いてあって、これでジェトロ自身の本体事業に関してどうしていくかについては一応完結をする、リスク管理に関して。それで表をつけることに関してそれで一応完結.....

原科委員長 2についてはそういうような表でよろしいかどうかですけれども、そうすると書くことがなくなっちゃう。今のご意見いかがでしょうか。

事務局（藤崎） ですから、前のセッションでの議論と重複しますけれども、要はジェトロ本体事業に関してどうするかという話と、今度はCSR的なところをどうするのかという議論、それは

明確に分けたほうが良いと私自身は思います。

原科委員長 分ける時の見出しは「環境社会リスク回避」ということと「グッドプラクティス」でよろしいですか。

事務局（藤崎） ですから、リスク回避というよりも「貿易・投資促進事業における環境社会配慮への具体的取り組み」と。

原科委員長 こちらのほうですね。

事務局（藤崎） はい。

原科委員長 2番目は別添の表現のほうが良いだろうと。だからむしろ別添 - 2の2番目、「貿易・投資促進事業における環境社会配慮への具体的取り組み」というのがあって、3番目はこの「企業の社会的責任（CSR）とジェト口の取り組み」という、2、3と、ここの表現のほうが良いだろうということですね。

事務局（藤崎） それで前のセッションで議論されたようなCSRに関するところ、定義も含めて書き込んでいけばよろしいのじゃないかと思えますけれども。

原科委員長 いかがでしょう。整理をちょっと変えようということですが。だから2としてむしろこちらを生かすということですね。

事務局（藤崎） そうですね。もし生かしていただけると、少なくとも本体事業に関してははっきりすると思います。何をすべきかということが。

原科委員長 だから、本日提案されました別添の2番目を2つに分けて、2.と3.とすると言いましたけれども、2.相当のものはむしろ以前の事務局でご提案の別添 - 2の2.の部分、これを使ったほうが良いだろうというご意見です。いかがでしょうか。宮崎委員どうぞ。

宮崎委員 基本的には今のご意見で結構だと思うのですが、具体的に2.のタイトルをどうするかということですが、満田委員のほうは「環境社会リスクの回避」というところがタイトルの中に入っているわけです。こちらの事務局の先ほどの文章で見ますと、「具体的には、別表のとおり」と書いてありますが、別表というのがこの満田委員の資料の4ページということになるのでしょうか。別表についている、その別表だと思うのです。それが「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例」というのが（案）として書いてあって、ですからここはリスクなんですよね。ここのところはリスクをずっと最初の段落は書いている。その次に「さらに、内部において」云々というところは、先ほどの議論の国際協力ですか、国際関係かな、そちらのほうにこれは関連させたような議論の文章だというふうに思うのです。ですから、ここで、もちろん「環境社会配慮への具体的取り組み」ということでもいいわけですが、でもリスクだけ取り上げるのもどうかということももちろんあるので、リスクはCSRの前提だということがあるにしても、やはりそういうリスクをできるだけ冒さないようにするというのもある程度強調してもよいのではないかなと私は思います。そのタイトルとしてもですね。

原科委員長 そうしますと、タイトルはやはり「環境社会リスクの回避」としますけれども、中身は今おっしゃった別添 - 2 の 2 . の部分を使うというようなことでやったほうがいいのじゃないかというご意見ですね。私もそんな感じがします。今の表現だと中身がわかりにくいので、おっしゃるように環境社会リスクという中身になっていますからね。そうしましょうか。

事務局（藤崎） 論理的な話で恐縮なんですけれども、基本的に、要は2つあると思うのです。それは、要するにジェットロ本体事業として実際にやっていること、具体的にやっていることに関してどういうふうに環境社会配慮するのですか、それは基本的にはリスク回避という話になりますけれども、そういった議論と、より積極的に、例えばC S R 的な動きが社会にありますね、それに対してジェットロはどう取り組むのですかという話は別の次元の話だと思うのです。そこは明確に構造としてしないと私はおかしいと思うのです。

原科委員長 そうすると、今のですと2番目、ジェットロ事業における環境社会リスクの回避ならよろしいですか。

事務局（藤崎） 例えばそれはジェットロ事業というより貿易・投資促進事業という個別具体的なものだと思うのです。

原科委員長 貿易・投資促進事業における環境社会リスクの回避と。ただ、貿易・投資促進事業におけるというのは 部全体のタイトルなんで、これは書かなくてもいいかもしれないということだと思いますけれども。

宮崎委員 今のご意見、私もやはり本来業務、貿易・投資の促進事業における環境社会配慮とC S R なんかは別にすべきだというのはそのとおりだと思いますから、それはよくわかりますけれども、先ほどの繰り返しになってしまうのですけれども、貿易・投資促進事業では一番重点にしなければいけないことの1つはやはり国際的リスクを冒さないということでしょうから、そういう意味で言うと、今委員長がおっしゃったように、貿易・投資促進事業における環境社会リスク回避ということが1つキーワードでいいのかなと思うのです。ただ、もうさっきおっしゃったように、貿易・投資促進事業におけるというのはこの第 部の前提だから、わざわざ書かなくてもいいのかな。ですからそうなってくると、満田委員の文章だったかもしれませんが、いきなり環境社会リスク回避ということではいいのではないかなというふうにも思います。そこは全体を見ていただいて検討していただければいいと思います。

原科委員長 では、いろいろご意見いただきましたので、タイトルは2番に関してはちょっと工夫をいたします。それから中身に関しましては、そうすると別添 - 2 の表現でおおむねよろしいでしょうか。基本的にこれをそのまま使うということで。ちょっと文言を直すかもしれませんが、一応こういう考え方で。2つのパラグラフをここに入れると。ですから、この最初の「基本的な考え方」に持っていくということでしたが、ここに戻して、ここに入れておくとなります。よろしいでしょうか。それでは、2番目はそんな扱いで修正していただきます。

3番目、「グッドプラクティスの推進」、これはむしろ先ほどのご意見では、「CSRとジェトロの取り組み」という表現がありましたけれども、この辺はどんなふうにいたしましょうか。

本日の別添 では、こういう11の項目を列挙していますね。これが「グッドプラクティスの推進」、3ページをごらんください。それから別添 - 2のほうでは、1ページに3.で「企業の社会的責任(CSR)とジェトロの取り組み」ということで、こういう表現になっております。どのような分け方にいたしましょうか。清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 ここは、私は先ほどまとめて申し上げたつもりでした。これも個別事項をガイドラインの中に書くことは適当だとは思っていません。資料 - 2の中のグッドプラクティスを記述している部分の表現を使うなどの形のほうが、ガイドラインの書き方としては分かりやすいのではないかと考えます。

原科委員長 こちらのほうですね。

清水産業技術部長 そうですね。文言はまた議論……。

原科委員長 先ほどそうおっしゃいました。 のような羅列する格好じゃなくて、こちらの - 2のような記述型のほうがいいのじゃないかというご提案だったと思います。いかがでしょうか。満田委員どうぞ。

満田委員 本文中にこういった形で大量な項目を、個別事項を書くというのは確かにガイドラインとしては余り見ないなと思いますので、ただ1つ申し上げたいのは、前々からの繰り返しになりますが、リスク回避というところと同時にグッドプラクティスの推進というのも並立させていきたいというような考え方で起案しています。ですから、ジェトロ事務局がつくられた別表のような形で、別紙という形でこういった項目を事例として添付するというのがあるのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

原科委員長 そうすると、基本的にはこういう羅列じゃなくて、文章を記述するというので、別添 - 2の形にしたらよろしかろうと。ただそれに具体例として別表をつけるということになりますか。

満田委員 別添 - 2というよりは、全体の構成をどうしたらいいのかなとちょっと迷ってしまっているところなんです、その「基本的な考え方」で書いてあるようなところに、(別表参照)みたいな形にしまして、別表という形で例示をアタッチする。

原科委員長 「基本的な考え方」のところに書くわけですか。

満田委員 というのは、3として独立させてしまいたいところなんです、確かに「基本的な考え方」とダブっているなという感じで、この例示がないとちょっと構成上、この例示を記述するという手もあるのですが、若干冗長になってしまうということもありますので、何らかの形で、少なくとも例示は別表にするということです。この3.については、バランス上残したいとは思っております。

原科委員長 では、形式としては - 2 の 3 「企業の社会的責任（CSR）とジェトロの取り組み」のような表現、形をとりますけれども、中身はこれではないということですね。中身はこういう格好ではなくて、記述を変えたい。形としてはこういう形で、あと別表をつける、そういう形式で整理したらどうだろう、そういうご提案と考えてよろしいですか。

満田委員 はい。

原科委員長 ということは、またここも随分文章を直さなければならない。清水部長どうぞ。

清水産業技術部長 これは から が別表という形で残るといったことなのでしょうか。そこだけ確認させていただきます。

原科委員長 今そういう提案だそうです。

清水産業技術部長 もともと6月の委員会でこのリストが出てきたと思いますが、その後このリストの中身についてどういう議論がワーキンググループでなされたか、私は全く承知していませんが、委員会では今までこの中身の議論を一度もしていないのではと思います。前段の「環境社会リスクの回避」のところはジェトロ側からもともと出した資料の中にもあり、我々としてもどういうものなのかは理解しております。しかし、グッドプラクティスについては、一般的に書くのであれば否定はしませんが、これがグッドプラクティスに含まれるものとリストが別表に残るのであれば、これとはそもそも何ですかという議論をしないと、ミスリーディングなものになると思いますし、適当ではないと思います。

実際にこのリストをつける必要が本当にあるのか否かはもう少し議論していただいた方がいいのではないかと感じます。

原科委員長 今のご意見でございます。確かに中身の議論をちゃんとしないといけないと思いますので、これに対してご説明いただければと思いますが。

事務局（藤崎） ワーキンググループのときも私のほうから若干は議論させていただきましたけれども、 から まであるのですけれども、非常に異なった次元のものが列挙されているという感じを私は受けます。例えば、 と に関して言うと、これは「社会的弱者への配慮」ということを含めまして、恐らく「サプライ・チェーンを通じた環境社会配慮、CSR調達」みたいなところにこれは含まれるのかな。ただこれは、これ自体はCSRで基本的に議論されていることですから、これは普通のお話だと思います。

それで、あとは、例えばだれがやるかという話、だれが主体となってやるかという話が、随分書かれていることによって違うのですね。例えば恐らく と ですか、これは民間企業さんが基本的に取り組まれる。それに対して何らかの形でジェトロがサポート可能であるならサポートできるような話、 ですね。環境管理に関して、これは のほうは、主体がはっきりしませんけれども、恐らく日系企業なのかしら。というのは、 に「地元産業の環境管理」云々ということがありますから、恐らく が日系で、 が地元企業で、それで に関して言うと、これもちょっと、ジェトロ

の場合でしたら日系企業が多いのかなとは思いますが、少なくとも民間企業が何かおやりになる。それに対してジェットロがどういう形でサポートできるのですかということなんですけれども、具体的に私ども、例えばグリーン・エイド・プラン等を予算を持ってやったことはありますけれども、そもそもが非常に難しいところ、本来業務なのかなというところがどうしても出てきてしまいます。それを書くのかなという、それは精神論として、この時代ですから、環境保全に努めるというのは当然の責務ではあると思えますけれども、そのあたりが、要するにジェットロはどうかめるのでしょうかねというところが、ジェットロの職員としてはちょっと気になってしまうということです。

それから、のところで、投資・貿易に当たっての環境影響評価と言われますけれども、これを一体だれがやるのかという話になってきて、例えば私、環境問題そのものは自分で研究の対象としているわけですが、これはある意味で具体的にこれをやるのだったら非常に難しい話であって、私自身はいささか非常に心もとなくなるという感じを覚えてしまいます。

それから、ととですか、環境配慮型ビジネスという話と、それから適正農業規範の推進、それから持続可能な林業や水産業、それからフェアトレードですか、こういったところはそういう考え方もあるよねという話ではないでしょうか、話それ自体はわかるのですけれども、例えばジェットロの事業そのものと照らしてみた場合、どこまで我々がコミットできるのかという疑問を持ちます。

あと、環境・安全・人権教育の推進となると、教育の話になりますと、基本的には例えば現地政府といいますか、パブリックセクターの話になってきますので、これについてもどこまでジェットロとしてコミットできるのか。

後ろ向きにとられると困るのですけれども、一般的に環境社会配慮、それから環境保全への貢献というのは当然我々の責務だとは思いますが、考え方としてグッドプラクティスを推進していくということは一般的に言えるとしても、個別具体的にになってしまうとなかなかそこまでガイドラインとして示しきれぬかというのが私の率直な感想です。

原科委員長 今全体をうまく整理していただいたような感じがいたしましたけれども、どういたしましょう、この扱い方。グッドプラクティスの推進といいますか、やはり中身がわかるようにしないといけないですね。そういう意味では例示も大事なんですけれども、例示が列挙になるというあつてわけがわからなくなりますから、まず整理して説明していただくと非常に具合がいいと思います。満田委員どうぞ。

満田委員 おっしゃるとおり確かに精査は足りていないのかもしれないので、これについてはこの場でいろいろな意見を出していただくとともに、ある意味こちら側の検討会としては検討会の意見を、最終的にすり合わせした後、研究会としてこう考えるというのを出した後、ジェットロさんが消化して、ジェットロさんなりに焼き直すといいますか、取捨選択するのはありだとも思いますが、ただ委員の中でももちろんこういったものを例示するのは適切ではないというご意見があるかもし

れませんし、あるいは例示するにしてももっと精査が必要だというご意見があると思うのですね。

それで、いずれにしてもこれが精査が足りていないというのは多分おっしゃるとおりだと思いますので、きょう出たご意見をもとにして精査してみまして、かつ別表にとりあえずつけてみまして、それが不適切ということであれば、最終的には削除するというようなことにしたらいかがでしょうか。

原科委員長 では松本委員どうぞ。

松本委員 ジェトロ側のほうの別添 - 2の2ページ目に、1)で「さらに」以降に、私からすればこれはきっとグッドプラクティスの別の形の例示の方法かなというふうに思えるような文言があります。ここの から については、藤崎さんにお聞きしたいのですが、具体的にどういうイメージで「グッドプラクティスの推進支援」のところに書かれているのかというのをちょっとご説明いただけたらと思うのですが。

事務局（藤崎） 2ページ目の1)の中に「さらに」以降の から ですね。これは上のほうを見ていただきたいのですが、経済産業省の文書がありまして、その 2行目に「事業と密接に関係を有する製品・サービス安全確保、」以下、具体的に書かれていますので、それをそっくりそのまま持ってきたということです。

松本委員 もう1つ質問ですが、ここの書き方としては、今のまさに満田委員への質問にも関係してきますけれども、この1)のところで書かれているのは、こうした分野において企業が行う活動、それをジェトロが支援する、そのことがグッドプラクティスであるというふうにジェトロとしては定義づけたいということによろしいでしょうか。

事務局（藤崎） 基本的にはですから、この から までありますよね、それを経済産業省のほうではCSRの法令遵守を超えた中身としてとらえているわけで、それを企業がCSRとして推進しているわけですね。それに対して我々としては支援をしていくという形になるのではないかと思います。

原科委員長 よろしいですか。企業が行うCSR活動を支援していくということでこの部分はまとめたということですね。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 よろしいでしょうか。松本委員どうぞ。

松本委員 クラリフィケーションですが、同じところの2)の「サプライチェーンに配慮」というのは、これはグッドプラクティスではないということでしょうか。

事務局（藤崎） これはグッドプラクティスというよりも、サプライチェーンというのは、それをグリーン調達と言うかCSR調達と言うかは別として、CSRにとっては基本的なコアの部分です。しかもこれはたまたまジェトロ事業で、ここのところは恐らく委員会の場で、事業部長からそういう説明をしたと思いますけれども、実際にこれはリスク回避とも絡んでくる場所ですね。だ

からジェットロとしてもやらなければいけない、あるいはそういったグリーン調達とかCSR調達に関して、それをジェットロとしても考えて行動しなければいけないでしょうし、あるいはそれを促進していくような活動というのは当然あってしかるべきだろうということでございます。

原科委員長 そうしますとこれは、むしろジェットロ自身のCSRの主要な部分と考えたわけですか。重要な部分、ジェットロ自身のCSR。

事務局（藤崎） これは基本的には、グリーン調達にしるCSR調達にしる、サプライチェーンに絡んで活動されるのは基本的に企業さんですから。

原科委員長 これも企業である。

事務局（藤崎） それに対して支援をしていくということですね。

山田総務部長 企業のグッドプラクティスというのは、何かエスタブリッシュしたものはないので。こういうものだというのが、世の中の。具体的にこういうものだというのがある程度ないとわからないと思うのですよね。

満田委員 私の記憶もあいまいなんですけど、経団連がCSRの促進ツールみたいな感じでグッドプラクティスの資料をつくっていたとは思いますが。ただグッドプラクティスという言葉自体も、要はこれだというものではなくて、いろいろあるという含みのもとにグッドプラクティスという言葉を使っていると理解しておりますので、多岐にわたっているいろいろな取り組みがあって、その優良なものをグッドプラクティスと呼んでいるというような、そういう理解でございます。

事務局（藤崎） 記憶に間違いがなければ、例えば経団連なんかも、事例を掲げて、例えばこの企業さんがこういうことをやっていらっしゃるといので、それをグッドプラクティスと呼んでいるということだったと思います。

山田総務部長 やはりグッドプラクティスをやる主体であるその企業にとってわかりやすい体系的なようなものが例示できれば物事はうまくいくのではないかと思いますので、そこはちょっともう少し再整理したほうがいいかもしれません。

原科委員長 住吉理事。

住吉理事 ガイドラインに書くことではないのではないかと思いますけれども。

原科委員長 ガイドラインに書く必要はないと。いかがでしょうか。

満田委員 それは例示ということですか。それともグッドプラクティスの推進ということそのものなんでしょうか。

住吉理事 グッドプラクティスの推進というのはいいと思うのですが、これこれ、こういうのというのをこのペーパーに書く必要はないと思うのです。それはみんなそれぞれ、グッドプラクティスっていろんなあれがありますから、書ききれないと思うし、人によって考え方も違うでしょうから、若干の例示、わかりやすく例示というものはあるかもしれないけれども、少なくともガイドラインに書かないでもいいのではないのかなと思います。

事務局（藤崎） 住吉理事、例えば私のペーパーで1）の から 、例えば「製品・サービスの安全確保」とか「環境保護」とか「労働環境改善」とか、そういった抽象的な文言であればおおよそそれでカバーはできると思うのですが。

原科委員長 満田委員どうぞ。

満田委員 私の考えでは、例示があったほうがわかりやすいとは思っております。ただ、ガイドラインにそこまで盛り込むべきかどうかについては、ほかの委員の方の意見もお聞きしたいと思っていますし、あるいはガイドラインに含めずにリファレンス的なものを整備していくという、そういった手法もあるかとは思っております。

原科委員長 グッドプラクティスはどんなものかというイメージは伝えなければいけないですが、あまり個別具体的にするとちょっと偏ってしまうかもしれないので、その辺をよく考えて整理していただきたいですね。この辺もちょっと書き直ししなければいけないから、ワーキンググループ頑張ってください。ちょっと大変ですけどね。吉田委員どうぞ。

吉田委員 やはりだれが主体的にこのガイドラインでガイドされるのかという、そういう視点がもうちょっと、満田委員は精査するという言葉で、精査するときのクライテリアとしては、例えば11ある中で、このようなグッドプラクティスをコントロールできる主体は何かというのをきちっとわきまえて、右の極端は企業しかできない、左の極端はジェットロがかなり関与できるという、介入できるという、そういうスケールをつかって11を当てはめていって、そういうふうな形で整理ができるのかなというふうな、そこをうまく分けることができれば、それなりに記述もわかりやすくできるのじゃないか。

そのときに、読んでいる人が事例がないとさっぱりわからないと言ったら、ガイドラインにはならないから、それでは困ると思うのですね。ですからどの程度、どういう形でそういうことをガイドラインを読む人にわかってもらえるかということも含めて考えて、そのプレゼンテーションの仕方をちょっと保留させておくということではいかがですか。

原科委員長 おっしゃるとおりですね。そういうようなことでぜひ作業を進めてください。

ほかにご意見ございますか。村山委員どうぞ。

村山委員 きょうの議論でかなり明確になったと思うのですが、別添の - 2 では、最初の前半ではCSRという言葉は全くお使いになってない。企業に対する支援ということでCSRを表現されていて、CSRに関してはそこはかなり限定をされていると思うのですね。ただ一方で、これまでの議論では、そこまで明確にはなっていないくて、ジェットロそのものについてもCSRという考え方を適用するということがあったような気がするのです。満田委員の資料では、そういう意味で前半にCSRが出てきて、ジェットロの活動の中でCSRをどうするかという表現も出てきていると思うのですね。

何かそのあたりがまだどうもすり合わせができてないような気がしていて、明確にジェットロの事

業と企業の活動に対する支援というのを分けるというのは非常にはっきりしていいと思うのですが、ではそのジェトロ事業に対するCSR、ジェトロ活動に対するCSRをどう考えるかということですね、ワーキンググループのほうでもう一度議論していただいたほうがいいかなと思います。

原科委員長 私もそんなふうに思います。それでさっき、これはジェトロのCSRなのでしょうかと質問いたしました。特に情報公開とかそういったコンサルテーション、そういうようなところはむしろジェトロ自身のCSRとして推進をしていただきたいと思いますので、そういうようなことはぜひこの3番目のところで書いていただければありがたいと思います。

ほかにございますでしょうか。吉田委員どうぞ。

吉田委員 ワーキンググループの一員としてもう一回ちょっと確認したいのです。満田さんもちょっと心配しておられると思いますけれども。

ストラクチャー、構成に関してもう一回確認したいのですが、そうすると 部に関しては全部で4チャプターを考えているということですか。「基本的な考え方」というものを置いて、次に「貿易・投資事業における社会配慮」それから「グッドプラクティス」、それで最後に「CSR」

原科委員長 私は3つ、グッドプラクティスのほうがCSR中心だと。両方CSRですけれども、2番、3番。

吉田委員 3つでまとめるということですね。

原科委員長 そういうことでよろしいですね。私はそういう理解でした。よろしいですか。

きょうご意見をいただいてない委員の方はどうぞ。神崎委員まだ発言なかったので、どうぞ。

神崎委員 私もちっとごちゃごちゃしてしまっているのですけれども、この基本的な考え方の経済産業省が出されている部分の から の部分はグッドプラクティスに入るという方向性なんでしょうか。私はこの中で幾つかグッドプラクティスというよりも、基本的に企業が行うべきことというようなものがあると思っていて、グッドプラクティスというのはさらに高い部分を目指すというような意図があると思いますので、もっと基本的なラインとして企業としてはこういうことをやっていく、それをジェトロとして促進をするというのはまた別の様な気もするのですけれども、ジェトロが経済産業省……

事務局（藤崎） から じゃなくて、 から という、2ページの1）。

原科委員長 別添 - 2の2ページ目の1）。

神崎委員 経済産業省の中間報告書。

原科委員長 それはCSRの説明の部分ですね。

事務局（藤崎） 「CSRの基本的な考え方」としての説明で、「ジェトロの取り組み」という段落がございますね。その1）のところで から 。

原科委員長 から 。別添 - 2の2ページ目「ジェトロの取り組み」と書いているところの

1)です。真ん中辺に書いてあります。「情報提供活動を通じた普及・啓蒙とグッドプラクティスの推進支援」、この部分の文章中の「製品・サービスの安全確保」以下 番まで。

神崎委員 「CSRの基本的考え方」というのは、では「基本的な考え方」の部分に含まれると。

原科委員長 解説として。そうです。「基本的な考え方」のCSRの説明として解説に含まれます。ただ、長いので、それをコンパクトに1~2行にまとめた表現で、基本的考えのところでそういう表現をしましょうということで整理いたしました。

神崎委員 その場合に、私も満田さんの提案のように、基本的権利の部分、これは経産省の中の中からの中には具体的には書かれておりませんが、非常に重要なポイントだと思いますので、これをこのまま書くというよりも、必要な部分についてはその都度含めていくというような方向性でご検討いただけたらというふうに思います。

原科委員長 ちょっとその趣旨がわかりません。もう一回。その基本的権利とは、どういうことですか。

神崎委員 満田さんのご提案の3)の「法令遵守」の部分に、法令遵守そのものは経済産業省の中間報告書の中にも含まれておりますけれども、満田さんのご提案はさらにそれを膨らませた感があると思ひまして、中には非常に重要なポイントもご指摘されていると思ひますので、その辺を加味していただいてご検討いただければ……

原科委員長 それはわかりました。

事務局(藤崎) 経済産業省のほうも、3を見ていただきたいのですが、2ページ目の2行目、-2の……

原科委員長 別添資料 -2の2ページ目、上のほうですね。上半分のところですよ。

事務局(藤崎) 「法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSRは、これに加え、」それで以下、これが から に当たるところですよけれども、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、環境保護等々ですね。これもさっきの1)の から として書き並べたということです。

神崎委員 すみません、私の説明が悪かったと思うのですが、満田さんの提案の3)のところに、特に慣習的権利とか、その辺の部分が非常に気になっていまして。

事務局(藤崎) その辺の整理は、要は、物事の順序としては法令遵守があります。法令がありますね。それから国際基準・規範、これも明文化されているものですよ。プラス、おっしゃるとおり、満田さんの言われるとおり慣習的権利、それもまた含まれると思ひます。

原科委員長 だから、法令遵守はCSRじゃないのです。当たり前のことですからね。法令遵守を超えてどこまでやるかで、その範囲内に慣習的権利だとか国際的規範とか基準とかを守りましょうというのは、それはCSRだという……

神崎委員 そこを含めていただければと思ひています。

原科委員長 法令遵守は当たり前だから、これをCSRとしては間違いです。

吉田委員 法令と、国内法と国際基準と慣習的権利などが矛盾した場合はガイドラインは何と云うのですか。

原科委員長 それはもうその判断でしょうね。ジェットロとしての方針で。

吉田委員 それが現実的には企業の人から、困っちゃっているのですよ、ジェットロさんどうしますかと聞かれたら、職員の方は何と答えるのですかね。

事務局（藤崎） それはケース・バイ・ケースで、そのときに判断で。

原科委員長 ジェトロとしての規範で見るとは思いませんね。

吉田委員 その点に関して、最近いわゆる国際協力、援助の分野では、例えばドナーのガイドラインと国内のガイドラインが矛盾する場合には国内に従うというのをドナーの側が認め始めたことなんですよ。ですから、これはハーモナイゼーションポリシー……

原科委員長 カントリーシステムですね。

吉田委員 始まりまして、それで具体的にそういう事例が出始めているものですから。

原科委員長 ただ、それもものによりますよ。余り国内のルールが国際規範からかけ離れているとそうも言えないと思いますから。

事務局（藤崎） しかし、その逆に、非常に途上国のほうが厳しいという場合もありますから、極めてケース・バイ・ケースだと思いますね。

原科委員長 ハーモナイゼーションね。あれは下手すると下に、レイス・ツー・ザ・ボトムって言われちゃうから。レイス・ツー・ザ・ボトムになっちゃまずいから。

事務局（藤崎） つけ加えますけれども、レイス・ツー・ザ・ボトムという話は随分議論されてきましたけれども、経済学のフィールドでトレーニングされている者にとっては、それはないのじゃないかというのが基本的な……

松本委員 私も、言い方は変わりますけれども、吉田先生のおっしゃったことが気になっていて、遵守・尊重するという表現、これはすごく大きい差があると思っているのです。これは別添

- 2 の、例えば2. のリスク回避の表現ですが、最初の段落の最後のところに「各国の法律等を遵守・尊重し」、つまりどれは遵守し、どれは尊重するのかというのが、こういうガイドライン上は非常に大きな問題だと思うのです。ですから、先ほどまさに吉田先生がおっしゃったように、国内法、それから慣習的権利、国際基準、しかも当該国が批准しているもの、批准していないもの、それらをどのように書き分けるのかというのは、ガイドラインであるという意味からいくと重要なと思いますので、ケース・バイ・ケースに適用するとは言え、基本的な方針を書かないわけにはいかないのではないかと考えております。

原科委員長 これ、ちょっと難しいですね。そうするとこれはワーキンググループはその作業はできますか。

事務局（藤崎） 作業というか、検討はいたします。

原科委員長 検討はしていただく。吉田委員どうぞ。

吉田委員 これは、実はこの文章のタイトルをどうするかというのと非常に密接に関連していると思うのです。要するにエンフォースメントをどうとらえるかですね、ガイドラインに対して。そういう意味合いがある。結構深いクエスチョンだと思います。

原科委員長 これはなかなか難しいところですが、ではワーキンググループでその点も検討していただくということにいたします。ちょっと準備に時間がかかりますね。

満田委員 その点に関しては、原則というのはこの場で、あと10分ほどあると思いますので、基本的な方向性なりとも示していただいたほうがいいのかと思います。余りワーキンググループの仕事が増えてしまうとよろしくないと思っております。

私の非常に大ざっぱな考え方ですと、批准している国際条約など、あとは国内法ですね、これは遵守する。それから、そのほかに関してはケース・バイ・ケースで、少なくとも尊重、活用していく、そういうことなのではなかろうかと思うのですが、いかがですか。

原科委員長 一緒にしちゃうとややこしいのかな。「関連する国際的な枠組みや条約、各国の法律等を遵守・尊重し、」全部組み合わせになっちゃって。分けて書いたほうがいいのか。

満田委員 そう思います。

原科委員長 各国の法律等は遵守に決まっているのじゃないの。尊重というわけじゃないね。だからむしろ、遵守して、関連する……

事務局（藤崎） その後が非常に難しいのですね。というのは、例えば日本がある国際的な条約を批准をしておる、しかし問題の国は批准していないとか、さまざまなケースがありますから。

原科委員長 そうのことですね、それは遵守という言葉は使えない。これは一緒に組み合わせで書きちゃっているからこんがらかっちゃうのです。

満田委員 最低限、今おっしゃったように批准している国際条約と各国の法律はもう遵守ということで書いてしまって、そのほかについては、議論をしても多分煮詰まらないというか、決めることができないので、尊重とか活用とか参照とか、そういう言葉を使ったらよろしいのではないかと考えているのです。

原科委員長 いかがでしょうか。今の点はそのような、かなり簡単な整理ですが、それはまずよろしいですか。もうちょっと踏み込みますか。

事務局（藤崎） 繰り返しになりますが、かなりいろいろ組み合わせがあって、国内法、それは法令遵守はある意味当然、国際的な条約とかという話になってくるとこれは難しく、日本は批准しています、ところが相手国、そこに当該の事業をやっているところでは批准していませんとかいう話になってくると非常に難しいので、ちょっとその場合分けを整理して、それで……

原科委員長 その点を難しく考えるかどうかなんですね。日本が批准している場合には当然守らなければいけないということだと私は思いますけれども。

事務局（藤崎） ですから、どういうケースがあるか、ちょっと考えさせてください。

原科委員長 では、場合分けして考える。はい、松本委員。

松本委員 先ほど藤崎さんがおっしゃったのですが、途上国の基準がやたら厳しい場合があります。例えばカンボジアのダイオキシンとか、その道の専門家からいけば、そんなの守れないよというくらい厳しい基準があるそうです。これはJICAで議論になりましたが、JICAの場合は、それを守ることは無理なので、実際は現地国政府の水準を守ってないのだけれども、合理的理由でこれはしょうがないという議論をJICAの審査会でしたことがあります。その辺も含めて、ここは遵守でいいと思うのですが、ただ例外はあり得るということをやっと頭の片隅に置きながらも、あくまで遵守ということだと思っておりますけれども。

原科委員長 満田委員。

満田委員 今松本委員がおっしゃったのは非常にごもつともで、実は国内法遵守というのはどこにでも書いてあるようなことなんです、暗黙の了解みたいな形で実態はというようなことはあるわけです。それはいかんともしがたい非現実的な基準値というのは当然いまだにあるというのは事実だと思います。ただ、方向性としてはだんだんそういうのも法改正といいますか、改善されてきている。ですから国内法遵守というのは、私の意見では、そこはもうきっぱりとっておいて、もちろん含みとしてはいろいろあるであろうと思うのですが、そこまではちょっと書かない方がむしろいいのではないかと思います。

事務局（藤崎） つけ加えますと、いわゆる環境基準、排出基準という問題とは別に、一般的に法律としてとんでもなく立派、理想的過ぎてとんでもなく立派な法律をつくったのだけれども、当該国も含めて守る気はありませんと、そういう法律も一応あるということは皆さんのこの場の共通認識として持っておいたほうがいいのではないかと私自身は思います。ですから、そういった意味では原則遵守という話になるのだらうと思っておりますがね。

原科委員長 でも、原則と言われてもね。遵守する以外に書きようがない。はい、どうぞ。

松本委員 精神論になって申しわけありません。だからこそ、逆に一般的に考えたらそんなことをするのはおかしいんじゃないかなと思うようなことを、現地の法律を守っていますよという理由だけで行うのもやはりおかしいわけで、ある意味でそういうところは良識に従うべきところだとは思っています。

事務局（藤崎） おっしゃるとおりだと思います。

原科委員長 そうしますと、今の件は大体そんなことで整理したということによろしいでしょうか。

では、一通りこれできょう用意していただいたものが最後まで来たと思いますので、この部分、

きょうの議論に基づきましてさらに改定したものを用意していただきます。

それでは、そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは今後のスケジュールでございますが、次回、8月9日と予定しております。9日は、今度は第 部ということで予定しておりましたが、ちょっときょう第 部の手直しが入りましたということがございますし、ということで、次回は第 部のこれを直したものをさらに議論したほうがいいように思いますが、いかがでしょうか。続けて9日。間に合わない、難しいですかね。第 部を先にやったほうがいいですか。

吉田委員 僕はいない。ずっとあしたから夏休み。

原科委員長 第 部はきょう議論したので、さっとやったほうがずっと行くような感じもしたのですけれども、いかがでしょう。

満田委員 吉田先生がいらっしゃらないそうです。

原科委員長 じゃ、先にワーキンググループではできない。

吉田委員 だから第 部を先にやってもらって、 部は飛ばして次回に。

原科委員長 第 部じゃなくて、第 部のほうががいい。原稿のほう、間に合いますか。直すのが大変だ。

清水産業技術部長 第 部についてはまだ前回積み残しの部分があり、引き続き同じ資料で議論を進めていくという形になると思いますので、特に新たな作業が発生するというものではないと我々は理解しております。

原科委員長 ただ、この前議論して直しましたから。

清水産業技術部長 この間は途中までで止まっておりますので、そこからスタートかと思えます。

原科委員長 では、できるだけ準備できた段階のものまで加えていただいて、しましうかね。全部は無理だということで。

事務局（藤崎） 先生の方にボールが行っております。

原科委員長 我がほうに戻って、我が身に降りかかってきちゃった。私が頑張って直せるところは直して出す、そうしましう。

村山委員 途中で直すところまで直したかちょっとわからなくなる可能性があると思えますから、むしろ前回の資料を使ってはどうでしょうか。

原科委員長 だけど、前回の議論で少し直しましたからね。それを持ってきます。前回の議論に基づいて直したものの。

事務局（藤崎） 途中までは一応、一種のコンセンサスというのでしょうかね、そこまでは直しました。その後は全く同じ、それについて、例えば原科先生がもしご意見があるのだったら言っただいて、それで議論を進めさせていただけたらと思えますが。

原科委員長 大幅に直すという意味ではありません。基本的にはですから前回の資料プラスアル

ファぐらいで参りましょう。ただ前回議論しましたので、その議論にリスボンしないと。意味ある応答をしないといけないと思いますからね。それはやっておくというぐらいのところですよ。

それでは、次回は8月9日、そのようにいたしまして、その次に今度は第 部ですね。その次の日程を決めましょう。

事務局（植田） では30か31では。

原科委員長 ではその2つで。このメンバーは全員オーケーだから。あと欠席の方。では30ないし31ということになります。時間帯はきょうと同じぐらいですね。2時～5時で。

事務局（植田） そうですね。2時～5時で。

原科委員長 今日と同じ時間帯とお考えください。あと、きょうご欠席の方に伺って、30日ないし31日で決定いたします。

それでは、そういうようなことで進めていただきます。ワーキンググループもスケジュールを組んでいただいて、月末に間に合うように作業を進めてください。ワーキンググループはきょう後でやっていったらいいじゃない。では、ワーキンググループの方はこの後ちょっと調整してください。

ほぼ予定時間が参りましたので、そろそろ切り上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。それではきょうはここまでいたします。

どうもありがとうございました。

午後5時00分閉会